



一般国道 28 号(本州四国連絡道路(神戸・鳴門ルート))等
に関する維持、修繕その他の管理の報告書
(令和 6 事業年度)

令和 7 年 1 月

本州四国連絡高速道路株式会社

目 次

第1章 基本の方針・管理の水準等

- 1-1 基本の方針
- 1-2 管理の水準
- 1-3 対象路線

第2章 現在の課題とその取組について

- 2-1 予防保全による長大橋の維持管理
- 2-2 構造物の安全を確保するための取組
- 2-3 交通事故防止・安全対策
- 2-4 災害等に対する取組
- 2-5 特定更新等工事について
- 2-6 その他事業の取組
- 2-7 休憩施設の安全性・利便性向上について
- 2-8 道路占用
- 2-9 助成制度の活用
- 2-10 維持管理の高度化・効率化に向けた取組

第3章 当年度高速道路管理業務の実施状況

- 3-1 点検業務
- 3-2 長大橋の維持修繕業務
- 3-3 維持修繕業務（点検・清掃・植栽・雪氷・補修等）
- 3-4 管理業務（料金収受・交通管理・道路サービス業務）

第4章 高速道路管理業務に関する各種データ

- 4-1 高速道路管理業務に要した費用等
- 4-2 アウトカム指標一覧
- 4-3 その他のデータ
 - ・道路構造物延長
 - ・交通量、経年数
 - ・ETC 利用率

第1章 基本の方針・管理の水準等

1-1 基本の方針

経営理念

Bridge : Communication & Technology

本州四国連絡高速道路株式会社（以下「本四高速」という。）は、経営の合理化や技術の高度化を図りながら、お客様に安全・安心・快適にご利用いただけるようサービスの充実に努めるとともに、200年以上の長期にわたり利用される橋を目指し、万全な維持管理に努めることを経営理念に掲げ、これに向かって誇りと自信を持って挑戦する企業を目指しております。

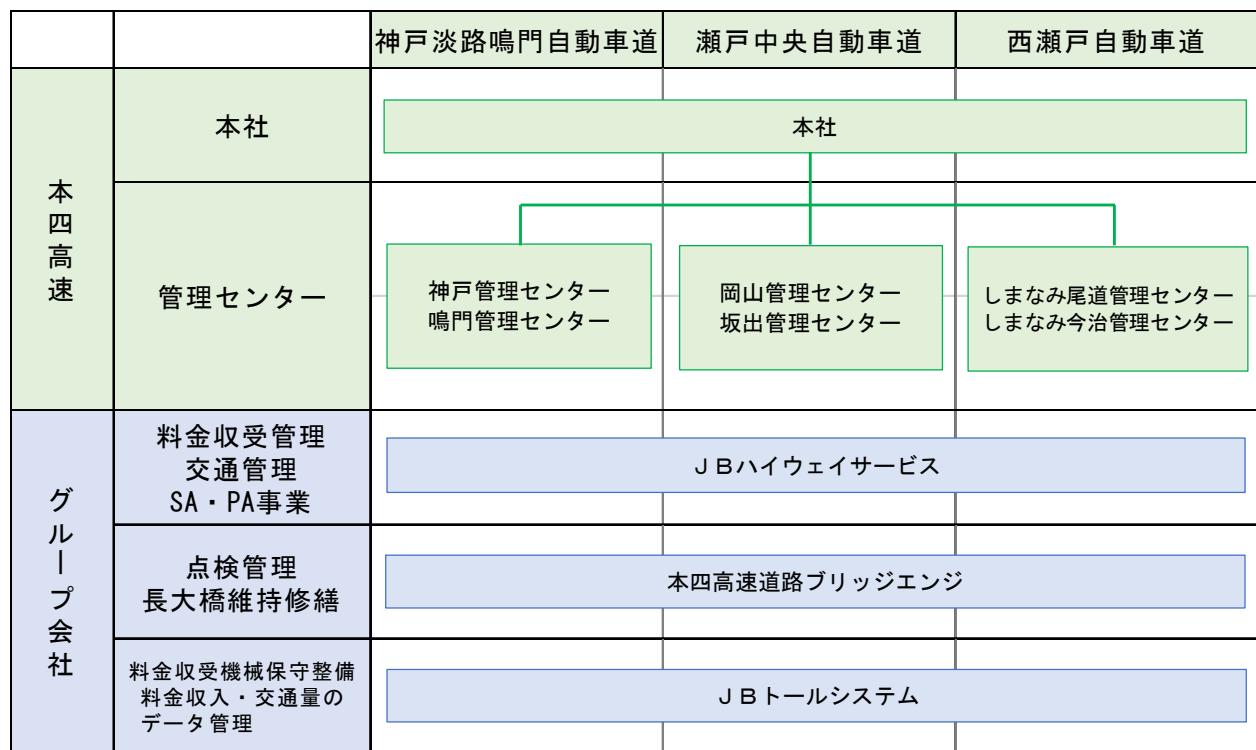
私たちは、本州と四国を結ぶ世界に誇る橋を良好に保つことにより、人と物の交流と地域の連携を推進し、経済の発展と生活の向上に寄与します。

また、これまで培ってきた橋の建設、管理技術を活用して、広く社会に貢献します。

1. お客様に安全・安心・快適に利用していただけるよう、サービスの充実に努めます。
2. 200年以上の長期にわたり利用される橋をめざし、万全な維持管理に努めます。
3. 橋梁技術のフロントランナーとして、技術の継承・高度化を推進します。
- 4.瀬戸内の美しい自然を大切にし、環境に配慮します。
- 5.公正で効率的な運営により、経営の安定と成長をめざします。

管理の実施体制

管理の体制については、本社と各管理センターのほか、グループ会社が一体となった業務執行体制を構築しています。



※令和7年3月31日現在

1－2 管理の水準

- 本四高速は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構との協定第13条に基づき、協定の対象となる本州四国連絡高速道路（以下「本四高速道路」という。）をお客様に安全・安心・快適に利用していただけるよう常時良好な状態に保つため、別添参考資料「維持、修繕その他の管理の仕様書（以下「仕様書」という。）」に基づき、維持、修繕その他の管理を実施しております。
- 仕様書に記載している管理水準は、通常行う管理水準を表現したものであり、繁忙期や閑散期、気象条件、路線特性等の現地の状況に即した対応を図るため、現場の判断により適宜・適切に変更して運用することがあります。

1－3 対象路線

- 会社が維持、修繕その他の管理を行う対象は下表のとおりです。

路線名	現在供用延長(km)
一般国道28号（神戸淡路鳴門自動車道）	89.0
一般国道30号（瀬戸中央自動車道）	37.3
一般国道317号（西瀬戸自動車道）	46.6
合計	172.9

第2章 現在の課題とその取組について

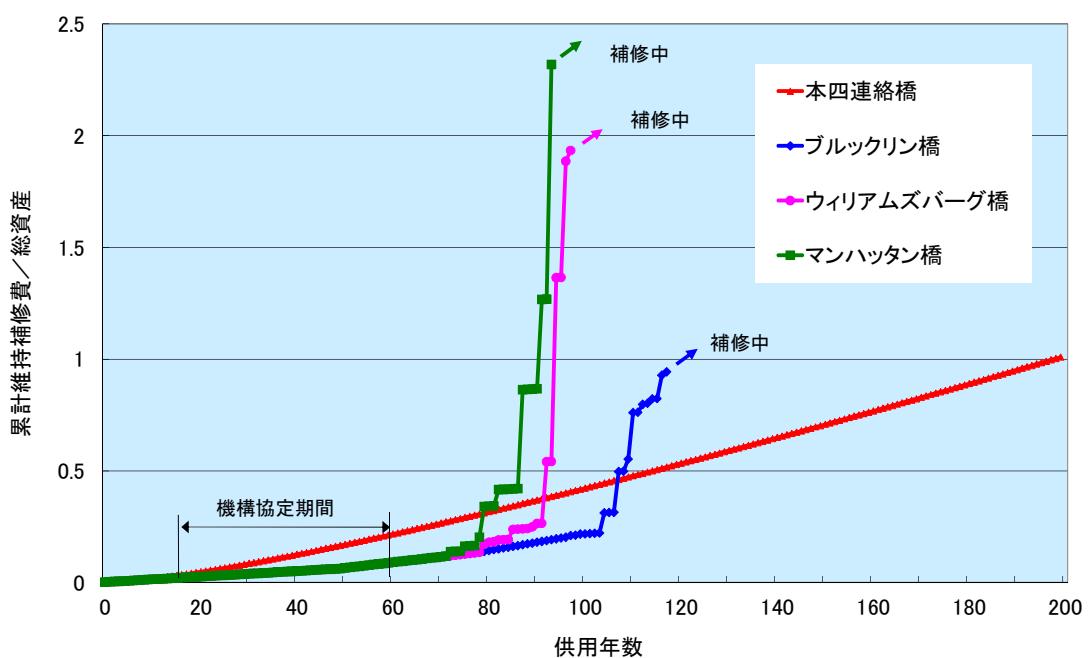
2-1 予防保全による長大橋の維持管理

(1) 基本的な考え方

本四高速道路の海峡部長大橋は、代替路線がないため、通行止めを伴う大規模修繕や大規模更新を避けるように予防保全の考え方に基づき維持・修繕を行っています。「予防保全」とは構造物が性能低下を引き起こす前に補修を行うもので、従来の劣化が進み耐久性に問題が生じた時点で補修を行う「事後保全」に比べライフサイクルコストの低減が可能な管理手法です。

下図はアメリカの高齢吊橋の総資産に対する累計維持管理費の実績を表したものです。「荒廃するアメリカ」が著された1980年代以降、本格的な補修が始まりましたが、それまでの管理を怠ったために、新たに吊橋を建設するのに必要な費用の2倍程度の維持管理費が既につぎ込まれています。

図中に本四連絡橋の計画値も示していますが、予防保全による計画的な管理を行うとともに、更に体系的なものにしていくために、アセットマネジメントの考え方を導入し、200年以上の耐用年数を効率的に実現するよう努力しています。



※総資産は、新設するとした場合の費用。また、使用したデータには仮定値・推定値が含まれています。

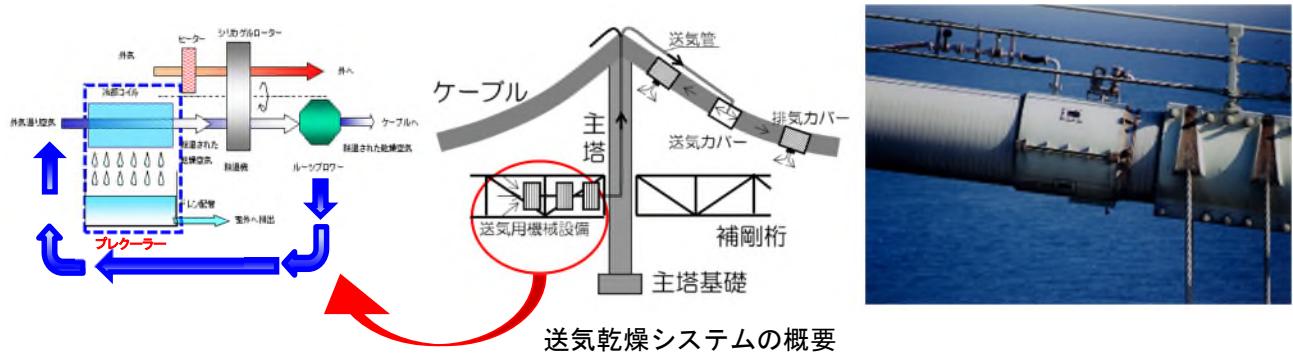
アメリカの高齢の吊橋の管理費（実績）と本四連絡橋の管理費（計画）

(2) 予防保全のための技術開発事例

① 吊橋ケーブルの送気乾燥システム

主ケーブルは吊橋を構成する部材の中でも最も重要な部材です。吊橋主ケーブルの長期防食方法の検討に当たり、既設吊橋の主ケーブルを開放調査した結果、素線表面にさびの発生が確認されました。このため、主ケーブルの防食検討を行い、ケーブル内部を乾燥させてさびの進行を止める対策として、ケーブル送気乾燥システムを開発しました。本システムは本四連絡橋の全てに導入しており、また、国内や海外の吊橋主ケーブルにおいても腐食対策として広く採用されています。本システムの導入後、継続的に湿度等をモニターすることにより適切な予防保全に努めています。

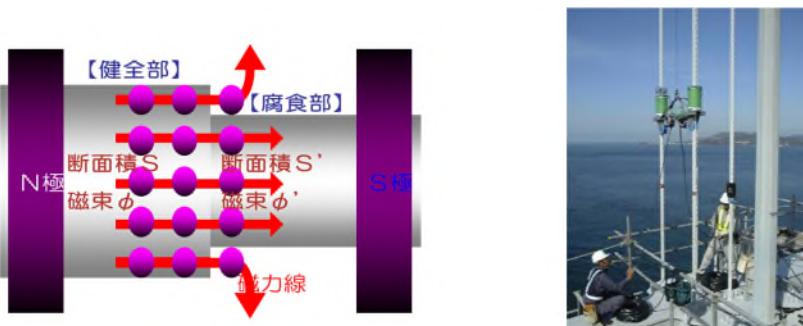
明石海峡大橋及び来島海峡大橋では、供用から20年経過後に主ケーブルの開放調査を実施し、内部の滯水やケーブル素線のさびの進展等は見られず、本システムが十分に機能していることを確認しました。



送気乾燥システムの概要

② 吊橋ハンガーロープの非破壊検査技術

吊橋のハンガーロープは、主ケーブルから補剛桁を吊り下げるための重要な部材です。既設吊橋のハンガーロープについて詳細な調査を実施した結果、一部のハンガーロープにさびの発生が確認されました。ハンガーロープ内部の腐食状況は、ハンガーロープを1本ずつ取り外して解体しなければ確認できませんが、ハンガーロープを撤去・開放せずに腐食状況を把握できる非破壊検査方法を開発しました。この非破壊検査により推定された断面減少の程度に応じた補修方法を選定することによって、より効果的な維持管理に努めています。

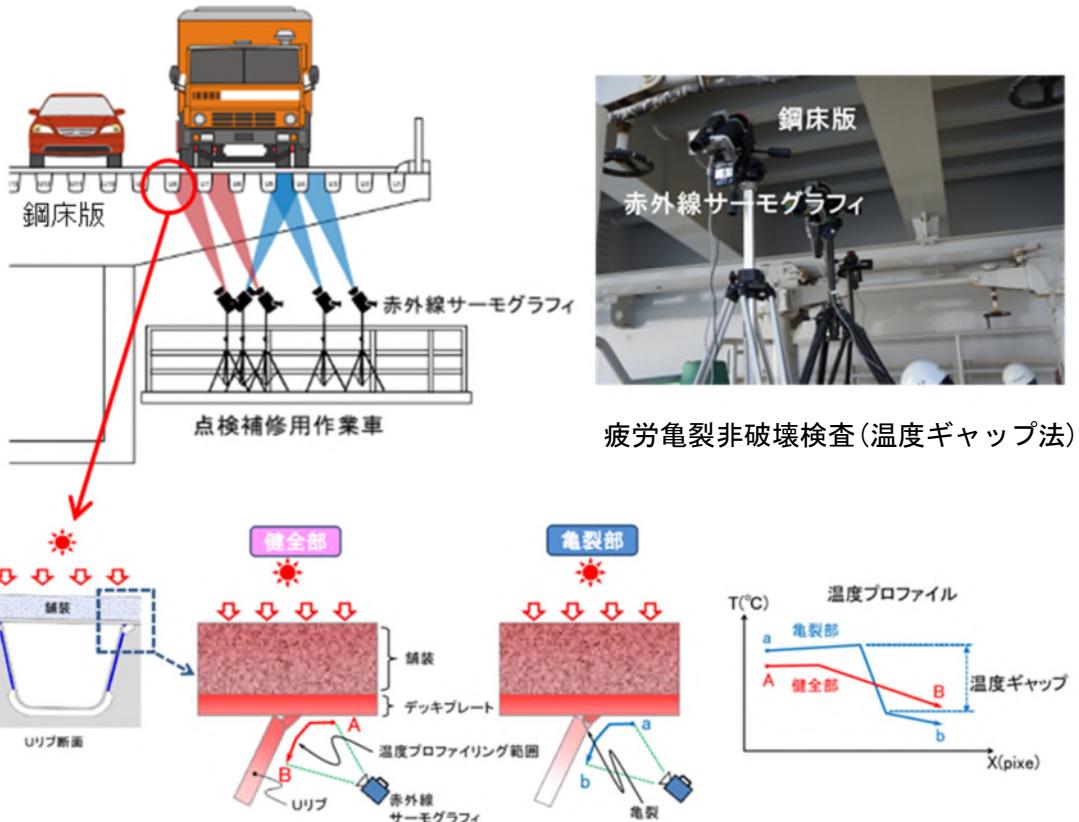


非破壊検査技術の概要

③ 鋼床版の疲労損傷点検技術の開発

鋼床版は、交通荷重を繰り返し受けることによる「疲労」により、力の集中する溶接部に荷重の大きさや回数によって亀裂が生じことがあります。

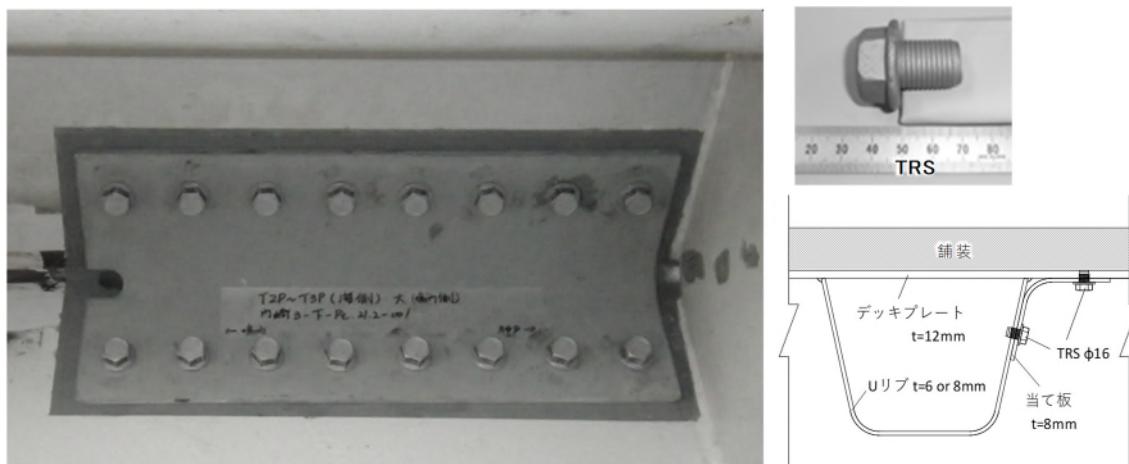
この疲労損傷の新たな点検技術として、赤外線サーモグラフィを使用し、塗膜を剥ぐことなく遠隔・非接触で、鋼床版裏面の表面温度を計測することにより疲労亀裂を効率よく高精度に検出可能とする検査技術を開発しました。亀裂の進展により致命的な損傷に至る前に、適切な補修を行うこととしています。



④ 鋼床版下面からの亀裂補修方法の開発

鋼床版に発生した疲労亀裂（デッキプレートとUリブ溶接部に発生するビート貫通亀裂）に対して、鋼床版下面からのみの作業で施工可能、かつ効率的な補修方法を開発しました。本工法は、当て板とデッキプレートの接合に予め削孔したねじ孔へ直接ねじ込むことができるタップねじ（TRS：スレッドドローリングスクリュー）を用いて鋼床版下面から施工を行うものです。これにより、補修時に鋼床版上の舗装を剥ぐ作業がなくなるため、舗装の防水性能の低下や交通規制を最小限に抑えることができる等の利点があります。

これまでに、神戸淡路鳴門自動車道の門崎高架橋、瀬戸中央自動車道の櫃石島橋、岩黒島橋において本工法を採用しました。



鋼床版下面からの亀裂補修方法

2-2 構造物の安全を確保するための取組

(1) 構造物の点検

平成 26 年 3 月 31 日に公布され、7 月 1 日から施行された「道路法施行規則の一部を改正する省令」及び「トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示」を受け、5 年に 1 回の頻度で、近接目視による点検を実施しています。

また、長大橋維持管理の高度化、更なる効率化を目指し、新たな点検手法の開発、点検キットの開発及び 3 次元 CIM モデルの活用等の維持管理技術の開発を進めています。

(2) 耐震補強工事の推進

本四高速道路における橋梁の耐震補強は、平成 7 年の兵庫県南部地震以降、社会的影響と震源からの距離等を考慮し順次実施しています。具体的には、東南海・南海地震等のプレート境界型地震及び内陸直下型地震に備え、本四高速道路の橋梁において耐震補強工事を実施しています。

① 神戸淡路鳴門自動車道の海峡部橋梁

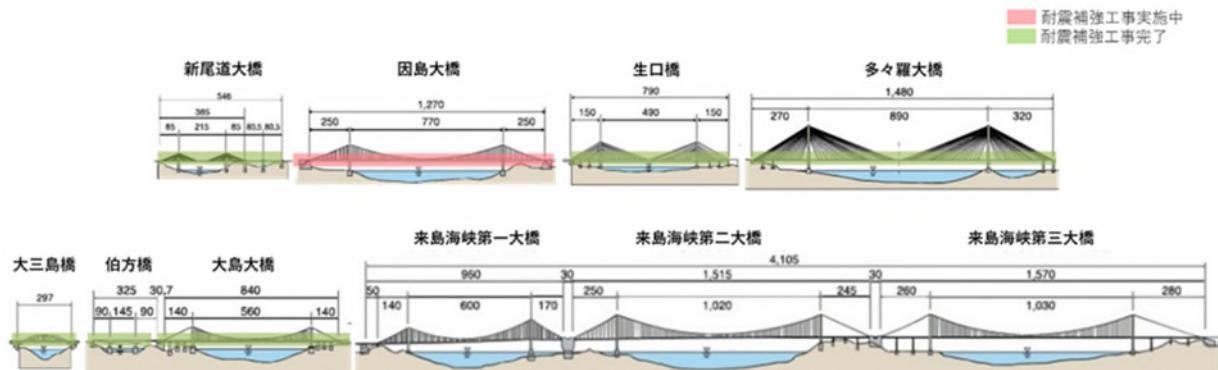
海峡部を含む最短 IC 間である垂水～淡路 IC 間（明石海峡大橋を含む）、及び淡路島南～鳴門 IC 間（大鳴門橋を含む）の耐震補強工事を行い、それぞれ平成 28 年 5 月、同 3 月に完了しました。

② 濑戸中央自動車道の海峡部橋梁

児島～坂出北 IC 間（道路鉄道共用の瀬戸大橋を含む）では、鉄道部分の費用負担の解決までに約 8 年を要したものの平成 26 年に工事着手し令和 2 年度末に完成しました。

③ 西瀬戸自動車道（瀬戸内しまなみ海道）の海峡部橋梁

平成 27 年から各海峡部最短 IC 間の耐震補強工事に着手する等、着実に耐震化を進めています。



令和 6 年度末における西瀬戸自動車道耐震補強工事進捗状況

④ 大規模地震の発生確率等を踏まえた耐震補強

平成 29 年 9 月からは、海峡部橋梁に加えて、大規模地震の発生確率等を踏まえた陸上部橋梁の耐震補強に取り組んでいます。

令和 6 年度末時点の進捗は、全 396 橋のうち 297 橋が完了しました。（75% 完了）

令和 6 年 1 月に策定した『高速道路の耐震補強 実施計画』に基づき、今後、工事発注する神戸・岡山管内については、上下線の橋脚が分離している橋梁では、いずれか一方の耐震補強を優先する暫定的な整備手法（片側整備）の採用により早期に耐震補強の完了を目指します。

2-3 交通事故防止・安全対策

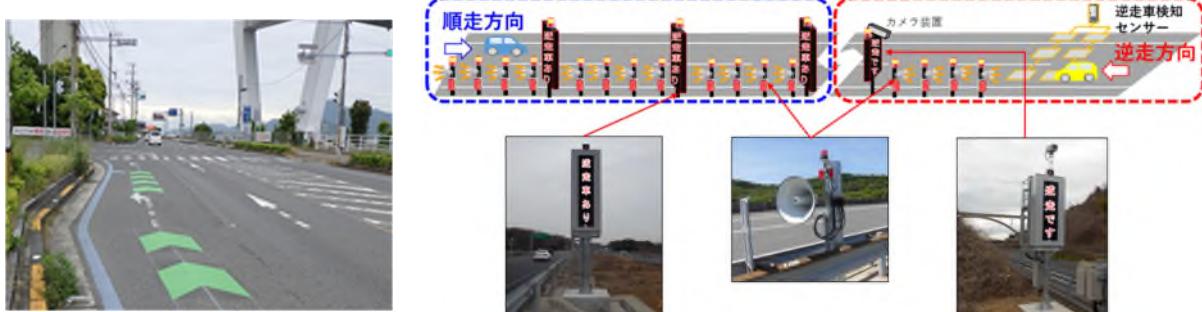
(1) 逆走対策

逆走は、重大事故につながるおそれがあるため、本四高速では、道路標識、路面標示及びラバーポール等によるお客様への注意喚起を行う等、逆走の防止に努めています。

過去3カ年の逆走件数の推移は以下のとおりです。

事故・現保地点		E28 神戸淡路鳴門自動車道			E30瀬戸中央自動車道			E76 西瀬戸自動車道			合 計		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
IC	事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	確保	-	-	-	1	2	3	-	1	-	1	1	3
SA・PA	事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	確保	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
本線	事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	確保	-	-	1	1	1	-	2	-	-	3	3	1
計	事故	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	確保	-	-	1	2	3	-	2	1	-	4	4	4
	合計	-	-	1	2	3	-	2	1	-	4	4	4

高速道路での逆走対策に関する有識者委員会等での議論を踏まえ、これまでに、ラバーポール等による料金所プラザ内の締め切り、SA・PA等の分合流部での錯視効果を応用した立体矢印路面標示等の対策、一般道から高速道路入口への専用カラー舗装等の対策を完了しております。令和6年度は、対策強化として逆走検知システムによる逆走車情報の提供の試行を継続中です。逆走事案について、令和6年度は4件発生しましたが、逆走事故は発生しませんでした。引き続き「2029年までに逆走による重大事故ゼロ」に向けた対策を進めています。



IC の一般道路側接続部における逆走対策（カラー舗装）

逆走検知システム（情報提供イメージ）

逆走事案件数 【単位：件】 交通事故または車両確保に至った逆走事案の件数	令和5年度 実績値	4 件
	令和6年度 目標値	－ 件
	令和6年度 実績値	4 件
	令和7年度 目標値	－ 件
	中期目標値(令和7年度)※	－ 件
【期間】 1月1日から12月31日の年間値		
【令和7年度に向けた取り組み】 令和6年度までに完了した対策、逆走検知システムによる逆走車情報の提供の試行の効果を検証しつつ、引き続き広報活動を行い、発生件数ゼロを目指します。		

逆走事故件数 【単位：件】 逆走による事故発生件数	令和5年度 実績値	0 件
	令和6年度 目標値	0 件
	令和6年度 実績値	0 件
	令和7年度 目標値	0 件
	中期目標値(令和7年度)※	0 件
【期間】 1月1日から12月31日の年間値		
【令和7年度目標及び中期目標の設定について】 これまで"高速道路上での逆走事故ゼロ"を目指した取り組みを実施しており、引き続き更なる逆走対策の取り組みを徹底し、前年度実績値と同じ事故「0」ゼロを目標値として設定しています。		

(2) 人等の立入り

歩行者、自転車、原動機付自転車等が、本四高速道路内に、誤進入することを未然に防止するために、ICの出入口やバスストップ、SA・PAのランプ部や立入防止柵に、進入・立入禁止を表示した標識や看板等を設置、改良する等の対策を推進しています。また、本四高速道路内に歩行者等がいることの通報を受けた場合は、道路パトロールカーが出動し、早期に発見、保護に努めています。

人等の立入事案件数 【単位：件】 歩行者、自転車、原動機付自転車等が本四道路に立入り、保護された事案の件数	令和5年度 実績値	81 件
	令和6年度 目標値	80 件
	令和6年度 実績値	107 件
	令和7年度 目標値	85 件
	中期目標値(令和7年度)※	85 件
【令和7年度目標及び中期目標の設定について】 誤進入の多くを占める原付利用者及び外国人を対象にハード・ソフト両面での誤進入対策に努め、中期目標値（令和7年度）の達成を目指します。		

中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に計画した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

令和6年度も、引き続き人の立入りが確認された箇所や道路標識等の更新に合わせ誤進入対策としての誘導標識、ポストコーン等を設置するとともに、更なる外国語表記等の対策を実施しました。特にしまなみ海道は、サイクリングロードとして認知されていることから、サイクリストがSAやICより誤進入してくる場合やBSから本四高速道路内に立入りする場合もあるため、注意喚起看板や横断幕等による注意喚起及びBSへの立入防止柵の設置を行っています。



高速道路内への立入り禁止（多国言語対応）



立入防止柵の設置（バスストップ）

令和7年度についても、人等の立入事案件数を減少させる目標を達成すべく、更なる誤進入対策を推進し、本四高速道路内への立入抑止に努めます。

(3) 交通規制

維持・修繕工事の実施に必要となる交通規制については、本四高速道路を利用するお客様に対して、利便性・安全性の低下等に繋がることから極力交通規制を回避・軽減するために、以下のような対策を実施しています。

① 規制時間削減の工夫

「交通規制調整会議」を行い、複数の工事を集約化し規制時間を削減するよう努めています。



交通規制調整会議実施状況

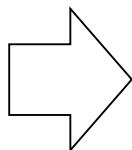


工事規制集約イメージ

② 通行止め回避の工夫

車線上における作業時間が短い工事について、低速走行規制※を実施することで通行止めを回避しています。

※低速走行規制とは、道路パトロールカーがお客様の車両の前を低速で走行し、その間に短時間で終わる作業を行うものです。



低速走行規制による大型標識撤去作業(左が撤去中、右が撤去完了)

③ 安全対策の工夫

お客様が安全に本四高速道路を利用頂けるように、交通規制を実施する際には様々な安全対策を実施しています。その一例として、トンネル内工事や夜間工事においては、お客様の視認性向上を目的として可搬式情報板等を用いて規制を実施しています。

④ お客様への情報提供

昼夜間連続車線規制や駐車場一部利用制限等、お客様への影響が大きい交通規制を行う場合には、ホームページへの掲載、チラシ、休憩施設内での表示等の情報提供を実施しています。



可搬式情報版



交通規制のチラシ記載例

（4）高速バス車外広告を利用した交通安全等のPR

平成23年度より「高速バス車外広告」を利用し、本四高速道路を利用される方に対して交通安全等のPR活動を実施しています。



高速バス車外広告

(5) 交通事故防止対策の推進と効果

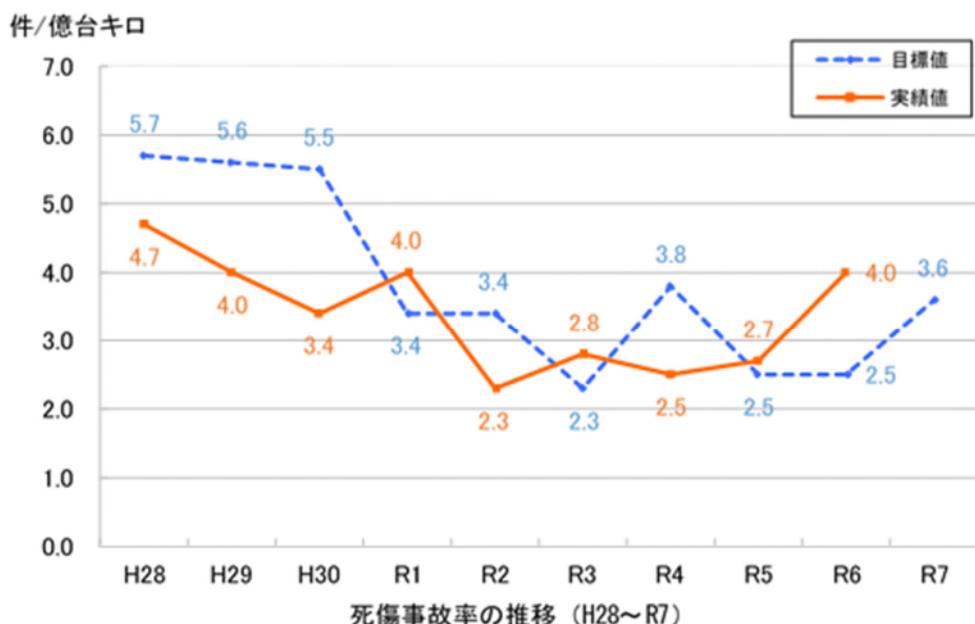
交通事故を減らし、お客様に「安全・安心・快適」に本四高速道路をご利用いただけるよう、以下に掲げる各種の対策を実施しています。舗装改良等のハード面はもとより、安全運転に関する各種啓発活動等ソフト面も充実した対策を推進し交通事故件数の削減を目指すため、道路交通における死傷事故率を指標とします。

死傷事故率 【単位：件/億台キロ】 自動車走行車両1億台キロあたりの死傷事故件数	令和5年度 実績値	2.7 件/億台キロ
	令和6年度 目標値	2.5 件/億台キロ
	令和6年度 実績値	4.0 件/億台キロ
	令和7年度 目標値	3.6 件/億台キロ
	中期目標値(令和7年度)※	2.9 件/億台キロ
【算出式】		
年間死傷事故件数(件)/総走行台キロ(億台km)		
【データ】		
年間死傷事故件数：(公財)交通事故総合分析センター統計資料 自動車走行台キロメートル：本四高速㈱営業実績		
【令和7年度目標及び中期目標の設定について】		
従前の事故対策に加え、土日祝の利用者及び二輪車に対し重点的に事故防止対策を実施し、令和6年度実績値からの低減を目指します。		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基にH29年度目標値をベースにより算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

① 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

令和6年度は、交通量が過去最高を更新するなど回復状況にあり、ポスター、ホームページ等の掲示及び交通安全キャンペーン等による交通安全啓発活動、各種渋滞対策等を実施しました。引き続き、積極的な安全対策を推進し、交通事故の減少に努めてまいります。



② 当該年度に行った施策の代表例とその効果

○ 施策例

・走行性の改善を図るため、舗装改良を実施

・ドライバーへの注意喚起のための施策

　　ポスターの掲示、チラシ、デジタルサイネージ及びホームページ等での掲出による交通安全啓発

　　交通安全キャンペーン等啓発活動の実施

　　警察と連携した情報板等を用いた交通安全に関する啓発のための情報の掲出

　　道路緊急ダイヤル【#9910】の周知等による道路異常に関する迅速な状況把握及び措置

　　混雑期間、交通量が大きく増加すると見込まれる期間における、渋滞に伴う追突事故防止を目的とした後尾警戒車の配置等

　　車限隊による車両制限令等取締り、積載不良車両への是正指導等

　　工事交通規制での注意喚起の改善

　　事故予防対策としての看板、横断幕及び標識等の設置

　　規制機材の視認性の向上

・ 本四高速道路における交通事故等データの蓄積及び分析を更に進め、分析結果に基づく施策の検討

③ 関西圏域の他高速道路会社等との協働

令和元年11月に関西圏域に本社のある西日本高速道路株、阪神高速道路株、(株)エフエム大阪及び本四高速の4会社が協働して、高速道路における交通安全啓発活動を推進するための相互協力協定を締結した。この活動は、高速道路における交通事故をゼロにするための危険運転撲滅プロジェクト「STOP! NAGARA DRIVING PROJECT」(通称「SNDプロジェクト」)として、いろいろな「ながら」運転等を撲滅することを目的に4社で持続的な交通安全啓発活動を行っています。



冬のSNDメッセージキャンペーン



SNDプロジェクトのロゴ

④ 令和7年度の目標値

ホームページ、ポスター掲示及び交通安全キャンペーン等による啓発活動、各種渋滞対策を実施するとともに、死傷事故の割合が高い路線において、土日祝の利用者及び二輪車に対し重点的に事故防止対策を実施するなど、積極的な安全対策を推進します。令和6年度は前年度と比較して死傷事故率が増加していることから、令和6年度実績値からの低減を目指します。

2-4 災害等に対する取組

(1) 基準の見直し（災害発生が予見された際の通行止め）

① 異常降雨

土壤雨量指数を用いた通行止めの試行運用を令和2年6月から実施しています。毎年度、出水期後から年末にかけて、実績データを分析し手法の改善を含めて国土交通省道路局（以下「国交省」という。）主導による「高速道路における降雨時及び強風時の通行規制に関する検討委員会」にて議論を行い、令和7年度を目途に新たな通行止め基準への移行を目指します。

② 強風

国交省主導による「高速道路における降雨時及び強風時の通行規制に関する検討委員会」にて、全国統一の考えに基づく瞬間風速を用いた通行止め基準（案）を制定し、令和2年4月より試行運用しています。本四高速道路の海上橋における試行運用は、10分間平均風速25m/s以上又は瞬間風速30m/s以上が発生し、若しくは予測され必要と認められた場合に通行止めを実施するものとし、基準風速に達する予測時刻から設定した時間（1時間）を前倒して通行止めを開始しています。今後は各気象予測機関のモデルを用いたアンサンブル予測等を取り入れ、気象予測精度の向上を目指します。

(2) 大規模地震発生時における緊急輸送路としての機能確保の取組

南海トラフ地震等の大規模地震で被災した場合に備え、業務継続計画（BCP）に基づき、緊急輸送路としての機能を迅速に確保するため防災対応力の強化に取り組んでいます。

① 本四高速グループによる防災訓練や他機関との防災訓練等による対応力の強化

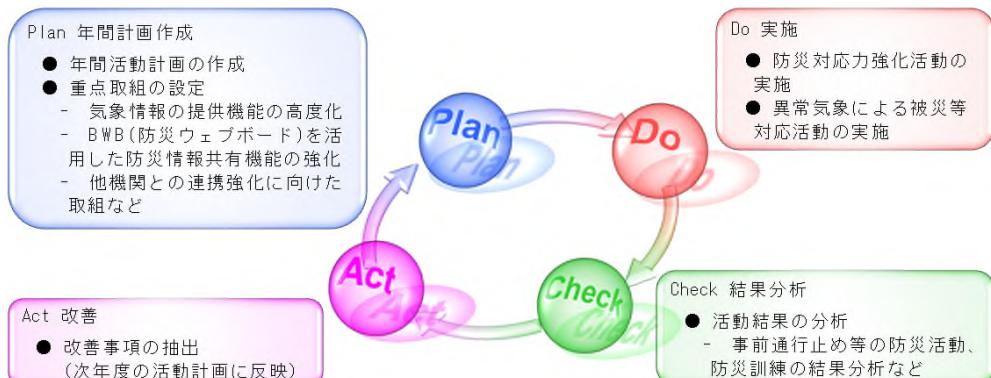
○ 総合防災訓練

南海トラフ地震への適応力の強化を目的として、本四高速グループ及び防災協定を締結している関係機関と本四高速道路の早期啓開に向け、情報伝達訓練を実施しました。令和6年度は中国地方整備局へ訓練参加を依頼し、総合防災訓練の評価をいただきました。また、総合防災訓練に併せて災害時に中国地方整備局が派遣するヘリコプターからの映像伝送訓練を行い、有事の際の対応力強化を図りました。

○ 防災連絡調整会議

異常気象時のお客様の安全を確保するとともに、南海トラフ地震発生時の緊急輸送路としての機能を着実に確保するため、PDCAサイクルによる防災マネジメントを推進しています。

本四高速グループ全体の防災活動体制を構築し、防災連絡調整会議等を開催し、防災対応力の強化を推進しています。



○ 実動訓練

災害時の路面段差修正訓練及び災害対策基本法に基づく災害時における緊急車両の通行確保のための車両移動実地訓練を自衛隊、グループ会社等と合同で実施しました。

② 関係機関との連携強化

四国南海トラフ地震対策戦略会議等、関連する地方整備局及び地方公共団体が主催する会議等へ参加し、本四高速道路の緊急交通路としての役割等について情報発信及び意見交換を実施しました。

また令和6年度は、各管理センターと管理センターの所在地を管轄する陸上自衛隊師団（旅団）間において、災害対策の適正かつ円滑な遂行を図ることを目的とした確認書を締結いたしました。



陸上自衛隊との確認書締結、陸上自衛隊・グループ会社等との合同中央分離帯開口訓練

③ 防災情報の共有に向けた取組

本四高速ではグループ内での防災活動に係る現場情報の共有は、平成28年5月よりウェブ端末を利用したBWB（防災ウェブボード）により行っており、以降、防災活動を通じて判明した課題等についてその改善・改良を行い、BWBを活用した情報共有機能の強化に取り組んでいます。

（3）道路区域外からの災害対策及び大雪時における道路交通の確保

道路区域外からの落石や土砂崩れ等により、交通事故等が発生したことを背景に、道路利用の安全性の更なる向上のため、道路区域外からの落石等を防ぐため、沿道区域内の土地管理者への損失補償を前提とした措置命令権限を規定する道路法等の一部を改正する法律案が平成30年2月に閣議決定され、施行されました。本四高速では、高速道路の区域外からの災害への対策及び大雪による通行止めが長期化しないように、道路交通の確保のための取組を行っています。

① 高速道路の区域外からの災害対策

岐阜県において、平成29年8月18日、高速道路の区域外から産業廃棄物を含む土砂が中央自動車道本線上に流入し、通行車両が被災する事故が発生しました。この事象を契機として、本四高速では、道路に隣接するのり面において、産業廃棄物の埋め立てがないか等について道路区域沿いの自治体環境部局への問い合わせによる情報収集及び航空写真や現地踏査による目視により状況把握を行い、豪雨等による本線流入の危険性のある産業廃棄物等の埋め立てがないことを確認しています。

② 大雪時における安全な道路交通の確保対策

令和3年3月に「大雪時の道路交通確保対策 中間とりまとめ(平成30年5月)」が改訂され、提言としてとりまとめられました。提言では、今後は「人命を最優先に、幹線道路上での大規模な車両滞留を徹底的に回避する」ことに基本的な考え方を変更するとされており、大雪時の道路交通確保に向けた取り組みの強化として、短期間の集中的な大雪時には、通行止め予測等の繰り返しの呼びかけ、対象の拡大、内容の具体化等の実施及び躊躇ない広範囲での通行止め、高速道路と並行する国道等の同時通行止めと集中除雪による物流等の途絶の回避等について示されています。

本四高速では、当該提言の内容を最大限尊重のうえ、つぎの降積雪期に向けて、関係機関と連携し、冬期の安全な道路交通の確保のために一層の体制強化を図るものとしています。

また、その一環として令和6年度の降雪期の前に、積雪による滞留車両へ向けた乗員保護物資を管理センターへ配備いたしました。

③ 台風対策の実施状況

○ 台風発生時の取り組みについて

令和元年度より、異常気象等による通行止めが予測される場合、通行止め事前予告としてホームページによる広報を行っています。広報は、予測が通行止め基準に達している場合、2日～3日前より出控えを目的に通行止めの可能性があることを情報提供します。24時間前からは、出控えに加え通行止め予測の区間及び開始予定時間について広報します。今後も通行止めの事前予告を実施していきます。また、広域的な情報提供の連携として、関係する地方整備局と共同で広域地図上に通行止め予測情報を共有し、関係者のホームページ広報等を行っています。

令和6年度は台風の通過による通行止めは行いませんでした。

○ 台風対策（のり面補強・排水対策等）について

台風の予防対策としては、排水溝や集水ますに落ち葉やゴミが詰まると、大雨時に雨水が溢れてのり面に流水し、浸食するおそれがあるため、台風シーズン前に定期的な清掃を実施しています。

また、特定更新等工事として、排水溝の大型化、集水ますの改良も実施しています。

2-5 特定更新等工事について

(1) 経緯

本四高速道路の海峡部長大橋は、国内に例のない大規模構造物であることから、土木学会等の委員会で独自に定めた指針等による設計・建設と、予防保全を基本とする保全方針により、200年以上の長期にわたる健全性の確保に努めているところです。

陸上部道路においては、一般的な設計基準やNEXCO3社の基準類等を適用しており、そのうち一部の箇所において老朽化の進展とともに変状が発生していることから、大規模更新・修繕計画を策定し平成27年に事業化しました。

(2) 特定更新等工事概要

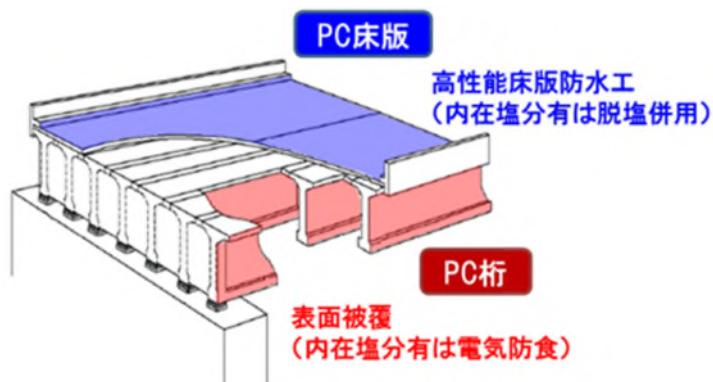
本四高速道路が将来にわたり担う重要な役割に鑑み、NEXCO3社での検討結果を参考にしつつ、専門家による第三者委員会(陸上部の長期保全に係る専門委員会)での意見聴取を行い、大規模更新は現時点では必要ないものの、大規模修繕については適切に実施していくこととしました。

■大規模更新：対象無し

■大規模修繕：

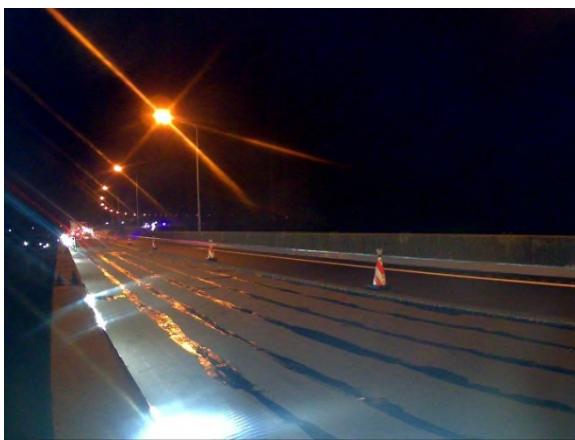
区分	項目	主な対策	対策延長	概算事業費
橋梁	床版	高性能床版防水 脱塩	約10km	約90億円
	桁	電気防食 表面被覆	約8km	約120億円
土構造物	盛土 切土	水抜きボーリング 排水溝設置	約66箇所	約50億円

※上下線別及び連絡等施設を含んだ対策ごとの延べ延長であり、供用延長とは比較できない。



大規模修繕（橋梁）の主な実施工種

令和6年度は西瀬戸自動車道において、橋梁（床版）を対象に高性能床版防水工を実施しました。また、神戸淡路鳴門自動車道において、土構造物を対象に安定対策等を実施しました。



橋梁（床版） 高性能床版防水工



土構造物（のり面） 安定対策

（3）今後の計画の見通し

- 本四高速道路は、全国高速道路ネットワークの一翼を担い、瀬戸内地域の交通の大動脈の役割を果たしていることから、事業実施に当たっては、通行規制に伴う社会的影響に配慮するとともに、国、地方公共団体と連携し、お客様のご理解を得ることといたします。
- 大規模修繕の実施に当たっては、更なるコスト削減に取り組みます。
- 残る事業は事業完了年度（令和11年度）までに実施を予定しております。

2-6 その他事業の取組

○ 坂出北 IC のフル化事業

本事業は、本州方面へのハーフ IC である坂出北 IC をフル IC 化するもので、四国方面へのアクセス性向上を図り、物流の効率化や観光振興、救急搬送環境の向上等に寄与するものです。

フル IC 化に当たっては、四国方面流入ランプ（C ランプ）と四国方面からの流出ランプ（D ランプ）を新設すること及びそれに伴い既設の本州方面流入ランプ（A ランプ）を南側へ付け替える必要があります。

平成 29 年度に事業化され、調査・設計業務を経て、令和 2 年度末より現地工事に着手しました。令和 6 年度は土工部の改築を実施し、令和 7 年 3 月に D ランプ土工工事が完了しました。今後は残る C ランプ土工部、舗装工事及び標識工事等を進捗させ、令和 7 年度中の完成を目指します。



完成予想図



状況写真（令和 6 年度末時点）

2-7 休憩施設の安全性・利便性向上について

（1）経緯

令和元年 9 月 10 日に国交省より発表された「高速道路における安全・安心基本計画」を受け令和 2 年 3 月に本四高速が発表した「高速道路における安全・安心実施計画」において、「お客様ニーズを踏まえた使いやすさの向上」の中で、「休憩施設の使いやすさの改善」として以下の目標を掲げています。

- ① 駐車マス拡充、お客様への利用状況の情報発信等による混雑緩和を目指す
- ② 段差解消、障害者用駐車マスの整備・改善等により、安全で使いやすい施設を目指す
- ③ SA・PA リニューアルや子育て支援の取組等によるサービス充実により、更なる利便性、快適性の向上を目指す

(2) 令和6年度の取組及び今後の方針

- ① 駐車マス拡充に対しては、導線の改良、駐車マスの拡充、大型・小型兼用マスの整備、利用状況の情報提供等の検討のため、令和4年度までに利用状況の実態調査を実施しています。今後は調査結果に基づき各種対策を計画します。また、利用状況の情報提供についても、駐車マスの拡充等の対策に合わせて計画します。
- ② 安全で使いやすい施設を目指した、駐車マスとトイレ等の施設間の段差解消、障害者用駐車マスの整備や改善等についても、前出の実態調査結果に基づき対策を計画します。



大浜PA（上り線）において、駐車場のレイアウト変更及び舗装改良を実施。

2-8 道路占用

道路を占用する場合は、道路管理者の許可を受ける必要があります。

本四高速では、道路法その他の関係法令等により、占用希望者が占用物件を設置することを希望する内容が、適正であるか否かの確認を行う等の事務を行っています。

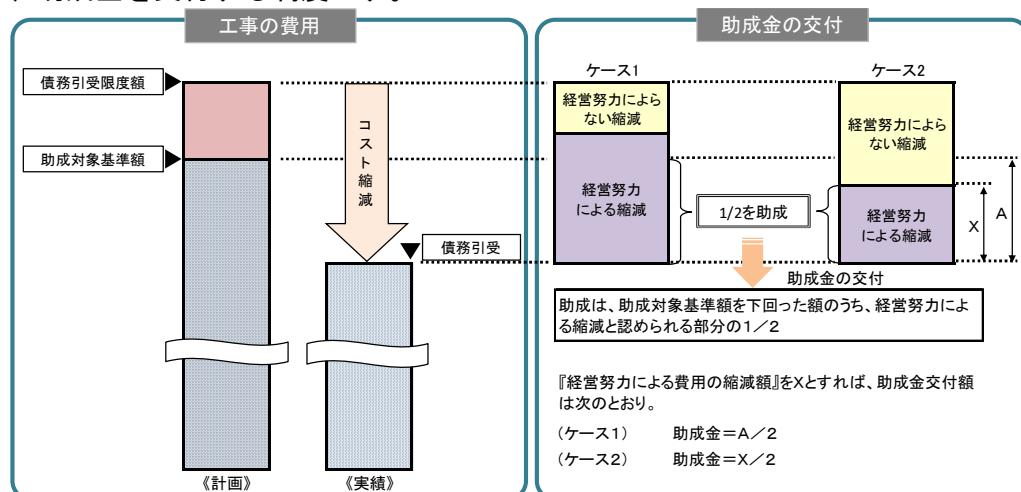
占用件数	占用件数	道路占用による収入	入札占用件数
【単位：件】	令和5年度 実績値	638件	82百万円
道路占用による収入	令和6年度 目標値	－件	－百万円
【単位：百万円】	令和6年度 実績値	633件	85百万円
入札占用の実施件数	令和7年度 目標値	－件	－百万円
【単位：件】	中期目標値(令和7年度)※	644件	－百万円
			0件(累積値)

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取組計画をもとに、令和3年度までの傾向（トレンド）により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

2-9 助成制度の活用

(1) 助成制度とは

高速道路会社における費用の縮減を助長するために、会社が経営努力により修繕工事等に関するコスト縮減を行った場合に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が高速道路会社に対して、助成金を交付する制度です。



助成制度イメージ

(2) 助成制度の活用

従来の制度では新設・改築と比べて修繕工事等については活用しがたい状況であったことから、主に修繕事業を行っている本四高速においては、平成28年3月の助成制度改正まで助成制度を活用できていませんでした。平成28年度から令和6年度にかけて計9件の助成認定を受けました。今後も事業のコスト縮減を図りながら、積極的に助成制度の活用を進めています(1件/年以上の認定を受けることを目標)。

インセンティブ助成	認定件数	交付件数	交付金額
【単位：件、百万円】			
新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成認定件数、交付件数、交付金額	令和5年度 実績値	0件	1件
	令和6年度 目標値	2件	—
	令和6年度 実績値	2件	2件
	令和7年度 目標値	1件	—
	中期目標値(令和7年度)※	4件(累積値)	—

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

今後も事業コストの縮減を図りながら、令和7年度目標値は1件、中期目標値は4件とします。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際に見直す場合がある。

2-10 維持管理の高度化・効率化に向けた取組

本四高速は、防災・安全、保全、交通運用、ETC・サービスの各分野の業務を高度化・効率化するため、令和3年度に本四高速グループ一体で構成される高速道路事業高度化本部を立ち上げ、イノベーションを推進しています。

長大橋維持管理の高度化・効率化としては、PDCAサイクルのデジタル化を推進しています。具体的には、長大橋の維持管理情報を連携・活用するための情報プラットフォームを構築し、タブレット端末による点検の実装、並びに点検ロボット及び補修ロボットの開発・実装を進めています。

ます。

また、建設業界にとどまらず、異業種企業や大学などの多様な組織が連携し、新技術の開発、実証実験を行い実用化にも取り組んでいます。ロボット工学、AI、センシング技術、ICT・IoTといった最先端技術分野にも焦点を当て、コンソーシアム活動を通じて知見と技術を結集し、長大橋のフィールドに実装することで、現場の課題解決と効率化を加速させ、革新的な技術開発と現場実装を推進しています。



長大橋維持管理 PDCA の高度化・効率化



第3章 当年度高速道路管理業務の実施状況

3-1 点検業務

本四高速道路において実施している点検は、一般土木構造物、長大橋、機械設備、電気通信設備の4分類に区分し、それぞれの区分ごとに定めた「点検管理要領」に基づいた点検種別・点検頻度等により計画的に実施しています。(※仕様書2-5)

(1) 点検種別と作業水準

点検種別と作業水準

区分	点検種別	作業水準	実施数量
土木点検	日常点検	本線内点検:4~5日/2週	作業水準どおり実施
		うち夜間点検:1日/月	作業水準どおり実施
		本線外点検	作業水準どおり実施
	定期点検A	1回程度/年、主として遠望目視	作業水準どおり実施
	定期点検B	1回/5年、近接目視を基本	『(2)省令に基づく詳細点検の実施』参照
	異常時点検	必要の都度	防災関係時に点検を実施
	臨時点検	必要の都度	構造物等の変状時に点検を実施
	巡回点検	1回/3月~2年(部位毎に設定)	作業水準どおり実施
	基本点検	1回/5年	作業水準どおり実施
	異常時・臨時点検	必要の都度	実施数量:13橋
長大橋点検	精密点検	供用後1年目、3年目、5年目、以降5年毎を基本	作業水準どおり実施
	定期点検(日・週・月)	1回/日、1~2回/週、1回/1・3・6ヶ月	作業水準どおり実施
	定期点検(年点検)	1回/年・2年・3年	作業水準どおり実施
	構造部点検	1回/5年	作業水準どおり実施
施設点検(機械)	詳細点検	点検結果により判断	点検対象設備数:764設備
	臨時点検	障害等の発生の都度	点検対象設備数:764設備
	巡回点検	1回/1・3ヶ月	作業水準どおり実施
	定期点検	1回/6・12ヶ月	作業水準どおり実施
施設点検(電通)	構造物点検	1回/5年	作業水準どおり実施
	臨時点検	必要の都度	点検対象設備数:12732設備

点検結果と補修状況

点検種別	緊急対応が必要な損傷 ^{※1}				計画的に対応する損傷 ^{※2}			
	令和5年度末 残存損傷件数	令和6年度		令和6年度末 残存損傷件数	令和5年度末 残存損傷件数	令和6年度		令和6年度末 残存損傷件数
		損傷発見数	補修件数			損傷発見数	補修件数	
土木点検	4	104	108	0	7,092	1,298	530	7,860
長大橋点検	0	0	0	0	2,207	751	607	2,351
施設点検(機械設備) ^{※3}	0	17	16	1	702	163	300	565
施設点検(電気通信施設) ^{※4}	6	30	32	4	123	29	101	51

※1 : A, E判定(緊急修繕が必要な変状)

※2 : B判定(性能・機能低下等が見られるが、緊急を要しない不具合等)

※3 : 施設点検(機械設備)の対象物は点検補修用作業車、橋梁防災設備、エレベータ設備、汚水処理設備、ケーブル送気設備、給排水設備、トンネル換気設備、交通管理設備、凍結防止設備、トンネル防災設備等。

※4 : 施設点検(電気通信施設)の対象物は電気通信施設、道路照明設備、管路、ケーブルラックを含む。

参考 土木点検判定区分

判定区分	一般的な状況
E	お客様又は第三者に対し被害を及ぼす恐れがあり、緊急補修の必要がある場合。
A	変状が著しく、性能又は機能面からみて緊急補修が必要である場合。
B 1	点検により性能又は機能面からみて、緊急補修を要しない場合で速やかに、対応する必要がある場合。
B 2	点検により性能又は機能面からみて、緊急補修を要しない場合で予防保全の観点から計画的に対応する必要がある場合。

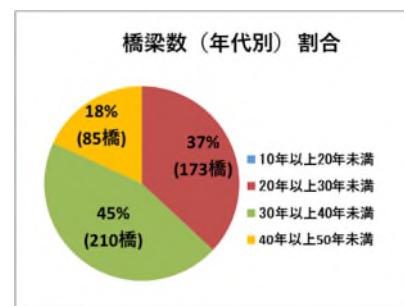
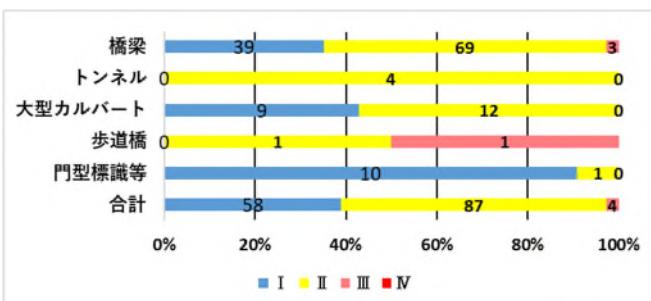
(2) 省令に基づく詳細点検の実施

対象構造物	単位	管理数量	令和6年度点検結果			
			I	II	III	IV
橋 梁	橋	468	111	39	69	3
トンネル	チューブ	27	4	0	4	0
シェッド	基	—	—	—	—	—
大型カルバート	基	63	21	9	12	0
歩道橋	橋	6	2	0	1	1
門型標識等	基	82	11	10	1	0

令和6年度の詳細点検において、対象構造物（橋梁）の約24%の点検を完了した。（3巡回延べ約24%）

本四道路は、供用後の経過年数が比較的短い橋梁が多いことから、経年劣化や重交通による疲労の蓄積等の影響が少ない。また、3路線とも温暖な瀬戸内に位置し凍結防止剤の影響も少ない。

以上のことから、早期に補修を行わなければならない構造物の割合が少ない結果となったものと推察される。



令和6年度省令に基づく点検完了構造物の判定区分

橋梁の建設後の経過年数

(参考) トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年国土交通省告示第426号)

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態。

※施行：平成26年7月1日

(3) 点検業務の効率化・技術開発

本四高速が管理する長大橋では主塔等大規模な構造が多く、又、海上部に位置していることで接近することが困難な箇所があります。そうした箇所については、高画質カメラ、ファイバースコープ、赤外線サーモグラフィによる点検等により点検を実施しています。



JR軌道上高架橋の打音点検



赤外線カメラによるスクリーニング



ロープアクセスによる点検



ファイバースコープによる杭内面点検



赤外線サーモグラフィによる疲労亀裂調査

(4) 点検・補修実施状況

① 点検状況



点検状況（土木）



点検状況(土木)



点検状況（長大橋）



点検状況（長大橋）



点検状況（機械設備）



点検状況（機械設備）



点検状況（電気通信施設）

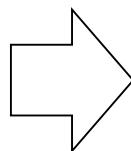


点検状況（電気通信施設）

② 補修状況



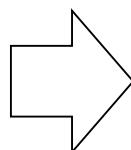
トンネルはく落対策（補修前）



トンネルはく落対策（補修後）



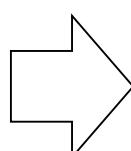
管理用通路（補修前）



管理用通路（補修後）



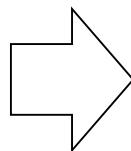
立入防止柵（補修前）



立入防止柵（補修後）



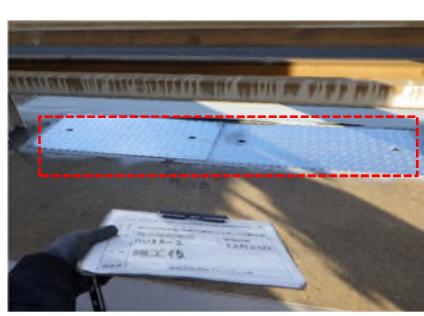
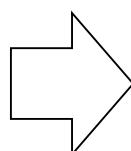
凍結防止設備制御盤（補修前）



凍結防止設備制御盤（補修後）



橋梁配線用プルボックス（補修前）



橋梁配線用プルボックス（補修後）

3－2 長大橋の維持修繕業務

本州四国連絡橋は、腐食環境の厳しい海上に架けられているため、わずかな変状でもそのまま放置すると劣化が急速に進みます。このため、劣化の初期段階で補修することにより、ライフサイクルコスト（LCC）の最小化を図る予防保全による計画的な管理を推進し、更に体系的なものにしていくためにアセットマネジメントの考え方を導入して、200年以上の長期にわたり利用していただけるよう保全しています。

（1）補修

長大橋の補修は、緊急を要する変状に対しては速やかに措置を行うとともに、長大橋の置かれる厳しい腐食環境では、わずかな変状も急速に劣化が進むため、変状が顕在化する前又は初期段階において必要かつ適切な補修を計画的に実施しています。（※仕様書 2-6-3）

1) 塗替塗装

長大橋の塗装面積は約 400 万m²と膨大なため、塗替塗装においては、塗膜の消耗量等を測定し、適切な時期に塗替塗装を行う予防保全を行っています。

予防保全に基づく塗替塗装により、維持管理費のコストを抑制して長期間にわたる経済性を確保しながら、長大橋の健全度維持を目指します。



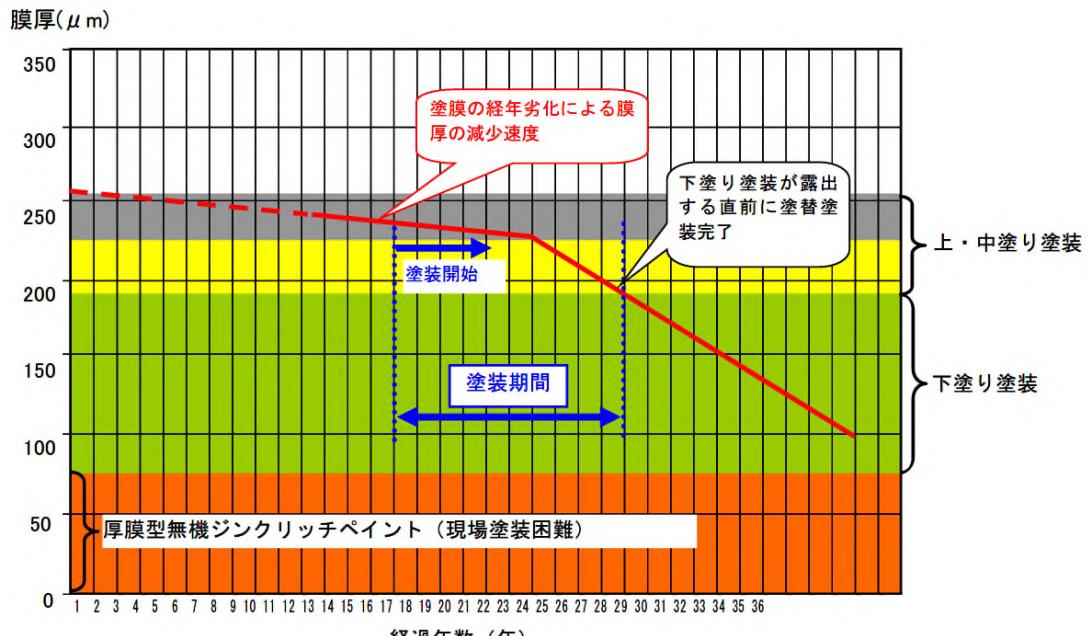
塗替塗装状況
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)



塗替塗装状況
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)

長大橋は、自然環境及び施工環境が厳しいことから、重防食塗装を採用しています。塗替えに当たっては、防錆性能に優れた無機ジンクリッヂペイントを守る下塗り塗装が露出する前に塗替えを完了する予防保全の考え方に基づき実施しています。この塗替方針により、長寿命化かつ塗替コストの抑制を実現し、ライフサイクルコストの低減を図っています。

また、塗替塗装費用の縮減及び環境負荷低減が期待される塗料として、塗替対象である上・中塗りを1層で塗布可能な省工程型塗料の開発を塗料メーカー協力のもと進め、本四高速の塗料規格として制定しました。



重防食塗装の塗替方針

令和6年度は、瀬戸大橋の塗替塗装を約14,000m²実施しました。

当該年度の塗替塗装実績

関連区間	対象橋梁 (橋)	塗替面積※ (千m ²)	塗替実績 (千m ²)	
			R5	R6
明石海峡大橋	1	766	0	0
大鳴門橋	4	540	0	0
瀬戸大橋	7	1,519	13	14
西瀬戸自動車道	10	563	0	0
全体	22	3,388	実績 13	実績 14

※ 主塔、主ケーブルを除く。



補剛桁の塗替塗装足場
(一般国道30号 瀬戸大橋)

2) コンクリート構造物の長寿命化

海峡部に位置し、膨大な表面積を有する長大橋基礎等のコンクリート構造物への塩害対策として、点検・非破壊検査による定量的データの蓄積、劣化予測、評価・判定を行い、最適な時期に塗装による表面被覆等の補修を行うことにより、構造物の長期耐久性向上を図っています。令和6年度は、耐震補強工事と併せて伯方橋橋脚の補修を完了しました。



コンクリート橋脚の補修
(一般国道 317 号 伯方橋)



コンクリート橋脚の補修
(一般国道 317 号 伯方橋)

3) 海中基礎の防食技術

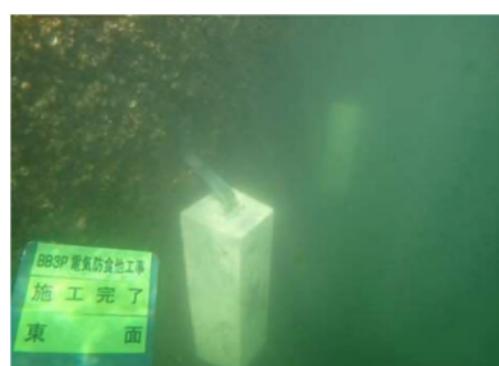
海中基礎の長期健全性を維持するため、瀬戸大橋の鋼ケーソン防食には水中部において電着工法、電気防食工法、飛沫・干満帯において被覆塗装を行っています。



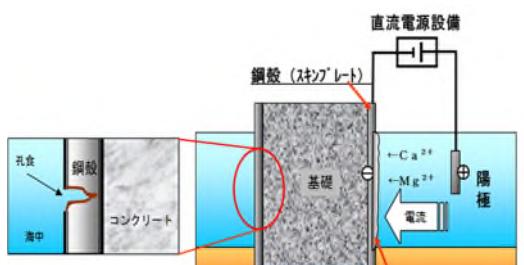
飛沫・干満帯の素地調整作業
(一般国道 30 号 北備讃瀬戸大橋3P)



飛沫・干満帯の塗装作業
(一般国道 30 号 北備讃瀬戸大橋3P)



電気防食設備(アルミ陽極)設置状況
(一般国道 30 号 北備讃瀬戸大橋3P)



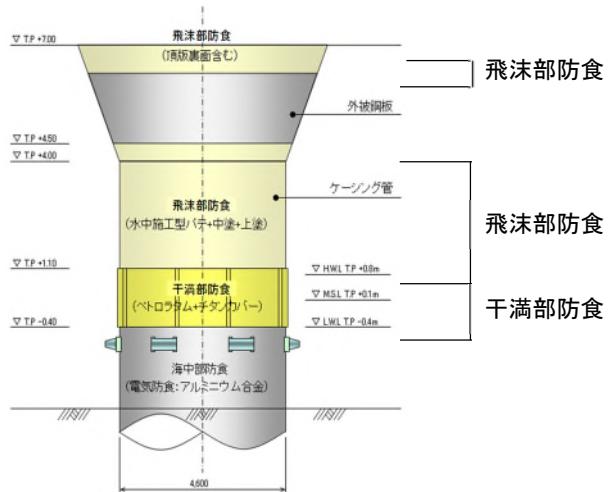
【参考】

電着工法とは、海水中に微弱電流を流し、電気分解により発生した水酸化マグネシウム等を鋼殻部分に付着させ、防食皮膜を形成することにより防食する工法です。

また、大鳴門橋多柱基礎の機能を維持するため、多柱基礎の干満部及び飛沫部に防食工事を実施しています。干満部はさび止め材(ペトロラタム)及びチタンカバー工法による被覆、海面上部の飛沫部は水中硬化型塗装を実施しています。



4P 飛沫部塗装、干満部チタンカバー設置状況
(一般国道 28 号 大鳴門橋)



4) ケーブル補修

吊橋ケーブルの送気乾燥システムの機能を維持するため、ケーブルバンド、送気カバーのシール補修、主ケーブルの補修塗装、ケーブルボルトキャップの交換等を行っています。令和6年度は、明石海峡大橋、下津井瀬戸大橋において補修を実施しました。



ケーブルバンドシール補修状況
(一般国道 28 号 明石海峡大橋)



ケーブルバンドシール補修状況
(一般国道 30 号 下津井瀬戸大橋)

5) ハンガーロープ補修

吊橋のより線ハンガーロープでは、塗膜の割れ等から雨水が浸入してロープ内部が腐食する事象が確認されています。そこで、塗膜劣化により止水機能が低下したハンガーロープに対し、一般部は止水機能の高い塗膜が得られる浸せき塗装を実施し、定着部は防せい材の圧入充てん工法による補修を行うことにより、長寿命化を図っています。令和6年度は、下津井瀬戸大橋、南備讃瀬戸大橋において補修を実施しました。



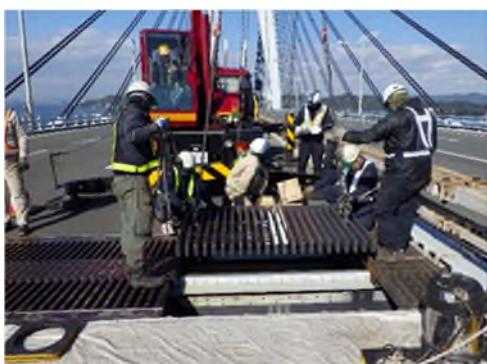
吊橋ハンガーロープの内部充填
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)



吊橋ハンガーロープの内部充填完了
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)

6) 長大橋附属物の補修

長大橋の附属物として、大型伸縮装置、管理路等の附属物は、点検結果に基づき、計画的に補修し、延命化を図っています。



大型伸縮装置の補修
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)



鋼床版伸縮装置の補修
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)



舗装止めの補修
(一般国道 317 号 来島海峡大橋)



管理路の補修
(一般国道 30 号 瀬戸大橋)

(2) 長大橋予防保全の推進

長大橋保全率 【単位：%】 橋体健全度評価において、評価点3.5以上となる長大橋の割合	令和5年度 実績値	100%
	令和6年度 目標値	100%
	令和6年度 実績値	100%
	令和7年度 目標値	100%
	中期目標値(令和8年度)※	100%

【算出方法】

点検による部位毎の評価点を、部材の重要度等に応じて重み付けを行い、橋梁全体としての評価点を算出。

(評価点)

- 5:健全性の低下が無く、耐荷力、耐久性、機能性が十分確保されている。
- 4:健全性の低下は僅かで、耐荷力、耐久性、機能性が適切に確保されている。
- 3:健全性は多少低下してきているが、所要の耐荷力、耐久性、機能性は概ね確保されている。
- 2:健全性がかなり低下し、耐荷力、機能性が所要値に対して余裕が殆どない。
- 1:耐荷力、機能が所要値を下回り、通行制限(速度規制、車線規制、重量制限等)が必要である。
- 0:耐荷力、機能が所要値を大幅に下回り、通行止めが必要である。

健全度評価対象項目及び重み付け係数

評価部位	重み付け	A	B	C	D	E	F	G	H	I
		塗装	シール類	鋼材	ケーブル・ロープ類	ボルト類	コンクリート	機能	舗装	その他
主要部材	床組	10 or 8		○	○		○	○		(○)
	桁	10		○	○		○	○		(○)
	塔	10		○	○		○			(○)
	ケーブル	10				○				(○)
	アンカレイジ	10		○			○			(○)
	主塔基礎	10		○			○			(○)
二次部材	伸縮装置	4			○		○		○	(○)
	支承	6		○	○		○		○	(○)
	橋梁附属物	5		○	○		○	○	○	(○)
	塗装等	4	○							(○)
	舗装	4		○					○	(○)
	自歩道	2		○	○		○		○	(○)

【算出式】

$$\text{橋体健全度 評価点(5~0)} = (\text{部材毎評価点} \times \text{重み付け}) / \text{重み付け合計}$$

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

橋体健全度評価点3.5を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値を100%とします。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

長大橋では、予防保全の確実な実施により橋体健全度を確保しつつ、経済的な維持管理を目指します

① 令和6年度の目標値設定

経年により低下する橋梁の健全性を指標とし、点検データに基づき橋梁部材の耐荷力、耐久性、機能性を評価し、橋体健全度評価点3.5を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値「100%」としました。

$$\text{目標値 (\%)} = \text{橋体健全度 評価点 3.5 以上の橋梁数} / \text{対象橋梁 (22 橋)} \times 100$$

② 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

橋梁修繕の継続により橋体の健全性を維持しており、令和6年度においても劣化・損傷部材の補修を計画的かつ確実に実施することにより目標値を確保することができました。

令和6年度橋体健全度評価 総括表

ルート	橋 梁 名	上部工形式	橋体健全度		備 考
			R5	R6	
神戸淡路鳴門道	明石海峡大橋	トラス吊橋	4.0	4.0	
	門崎高架橋	鋼箱桁橋	4.0	3.8	
	大鳴門橋	トラス吊橋	3.6	3.6	
	撫養橋（上り線）	鋼箱桁橋	4.5	4.5	
	撫養橋（下り線）	鋼箱桁橋	4.5	4.5	
瀬戸中央道	下津井瀬戸大橋	トラス吊橋	3.7	3.7	
	樅石島橋	トラス斜張橋	4.2	4.2	
	岩黒島橋	トラス斜張橋	4.1	4.1	
	与島橋	トラス橋	3.9	3.9	
	北備讃瀬戸大橋	トラス吊橋	4.0	4.0	
	南備讃瀬戸大橋	トラス吊橋	3.7	3.7	
西瀬戸道	番の州高架橋（番の州トラス橋）	トラス橋	3.9	3.9	
	新尾道大橋	箱桁斜張橋	4.5	4.5	
	因島大橋	トラス吊橋	4.2	4.2	
	生口橋	箱桁斜張橋	4.7	4.7	
	多々羅大橋	箱桁斜張橋	4.0	4.0	
	大三島橋	アーチ橋	4.5	4.4	
	伯方橋	箱桁橋	4.3	4.3	
	大島大橋	箱桁吊橋	4.1	4.1	
	来島海峡第一大橋	箱桁吊橋	4.0	4.0	
	来島海峡第二大橋	箱桁吊橋	4.2	4.2	
	来島海峡第三大橋	箱桁吊橋	4.1	4.1	

※橋体健全度評価点 最低値 3.6（大鳴門橋）

長大橋のアウトカム指標は、経年による変状で低下した各種部材の健全性を評価し、橋梁修繕による健全性の回復により橋体健全度評価点3.5を確保するため、以下の取組を行います。

- 「長大橋健全度評価委員会」により組織的な評価を行う。
- 上記委員会により、長大橋（22橋）について個々の橋梁の特性を踏まえ、健全性を適正に評価する。
- 橋梁部材の重要性、変状程度等より決定した橋梁修繕の確実な進捗を図る。

耐久性に優れる補修材料、施工法の調査、検討及び試験施工を実施する。

③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

令和6年度は桁の補修塗装、橋梁附属物補修、塗替塗装、コンクリート補修、ケーブルバンドシール補修等を実施しました。



明石海峡大橋 補修塗装状況



瀬戸大橋 コンクリート補修状況



瀬戸大橋 管理路補修状況



大鳴門橋 大型伸縮装置交換状況



来島海峡大橋 ケーブルバンドボルト増締め状況



瀬戸大橋 塗替塗装実施状況

④ 令和7年度の目標値とその取組の紹介

目標値：橋体健全度評価点 3.5 を最低値と定め、橋梁修繕を確実に実施していくことで目標値 100%とします。

橋梁修繕を計画的かつ継続的に行い、耐久性に優れた補修材料を採用する等により、健全性の維持・向上を図り、橋体健全度 3.5 を全ての長大橋において維持します。

3-3 維持修繕業務（点検・清掃・植栽・雪氷・補修等）

維持修繕業務には、道路構造物及び道路附属物の損傷、機能の損失又はそれらの前兆を把握する「点検」と、損傷の進展を防ぎ、機能を原状回復させる「補修」があります。

（1）清掃・植栽管理業務

高速道路の安全かつ快適な走行環境の確保や良好な沿道環境の保全、また、お客様に気持ちよくご利用して頂けるように路面、トンネル、排水施設及び休憩施設駐車場等各施設においての清掃、中央分離帯やのり面の樹木剪定や草刈等による清掃・植栽管理業務を実施しています。

（※仕様書 2-12-2）



清掃作業（トンネル清掃）



植栽管理（草刈）

（清掃作業による取組事例）

台風等による強雨時における排水機能確保のため、のり面上の排水溝や集水ますの清掃を実施しました。

また、お客様にトイレを快適にご利用して頂けるよう、日々清掃を実施し、混雑期については清掃回数の増、管理時間の延長等の対応によりトイレの美化に努めました。



排水溝清掃



お手洗い清掃

(植栽作業による取組事例)

成長木の倒木による第三者被害を防止するために、のり面の成長木について、現地確認・調査を行ったうえで、伐採を実施しました。



成長木伐採作業

(2) 雪氷対策

冬季の12月から3月の4ヶ月間は雪氷体制を構築しており、気象予測に基づいて凍結防止剤散布作業を実施し、冬季の交通確保に努めました。

令和6年度は、凍結防止剤の散布回数は全体で86回となり、前年度の57回より増加となりました。(※仕様書2-3)



凍結防止剤散布状況

(3) 補修

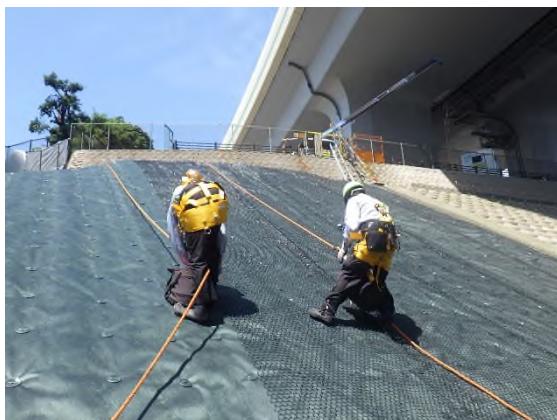
点検で発見された補修等の対応が必要となる損傷について、適切な補修を実施するとともに、舗装補修工事等による走行性の維持、ガードレール取付工事等による安全性の確保により安全・安心・快適な道路の提供に努めました。(※仕様書 2-6)



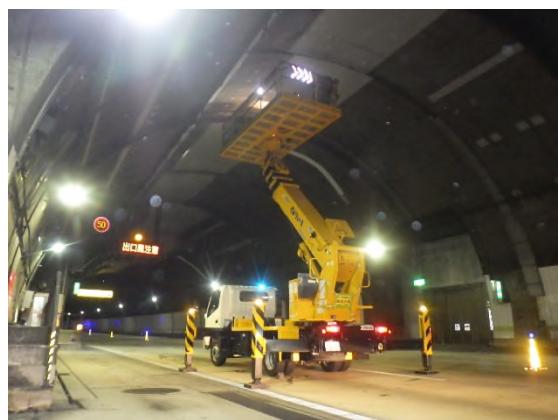
舗装補修工事（切削オーバーレイ工）



舗装補修工事（床版防水工）



のり面補修工事（落石防止工）



はく落対策工事（トンネル）



ガードレール取付工事



立入防止柵補修工事

【参考】詳細点検で健全性区分Ⅲ以上の判定となった構造物の補修状況

対象構造物	数量	補修状況
橋梁	19 橋	補修済 13 橋
大型カルバート	2 基	補修済 2 基
歩道橋	1 橋	補修済 0 橋

※数量は平成 26 年から令和 6 年度の点検結果で健全性区分Ⅲ以上の構造物数

(4) 交通事故復旧作業

お客様に安全かつ円滑に通行していただけるよう、交通事故により損傷を受けた道路附属物（防護柵、立入防止柵、眩光防止施設、視線誘導標、距離標及び標識等）を原形復旧させることで、道路の機能を保持し、かつ高速道路の利用環境や高速走行における快適性を保持できるよう作業を実施しています。（※仕様書2-4）



遮音壁復旧工



中分ワイヤロープ復旧工

(5) 管理目標

1) 安全な走行環境の提供

本州と四国を結ぶ幹線道路として、また、瀬戸内海の島々をつなぐ生活道路としての役割を果たすために、舗装補修工事等による路面補修を確実に行い、道路利用者が快適に感じる舗装の状態が保持されている道路延長の確保を目指します。

快適走行路面率	令和5年度 実績値	96	%
【単位：%】	令和6年度 目標値	96	%
快適に走行出来る舗装路面の車線延長比率	令和6年度 実績値	96	%
	令和7年度 目標値	96	%
	中期目標値(令和7年度)※	95	%

【算出方法】

路面のわだち掘れやひび割れによる振動や騒音が少なく、道路利用者が快適に感じる舗装の状態(わだち掘れ<25mm、ひび割れ率<20%、平坦性(IRI)<3.5mm/m)の本線車線延長を本線全車線延長で除して算出する。

【算出式】

$$\text{快適走行路面率}(\%) = (LP - Lpa) / LP \times 100$$

LP : 車線別(第一走行・第二走行、追越、登坂車線)のべ舗装延長

Lpa : 路面性状調査結果、日常点検結果及び当該年度期中の劣化予測等により、補修が必要と判断される車線延長

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

令和6年度の実績値と同様の目標を設定しています。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去の実績より算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

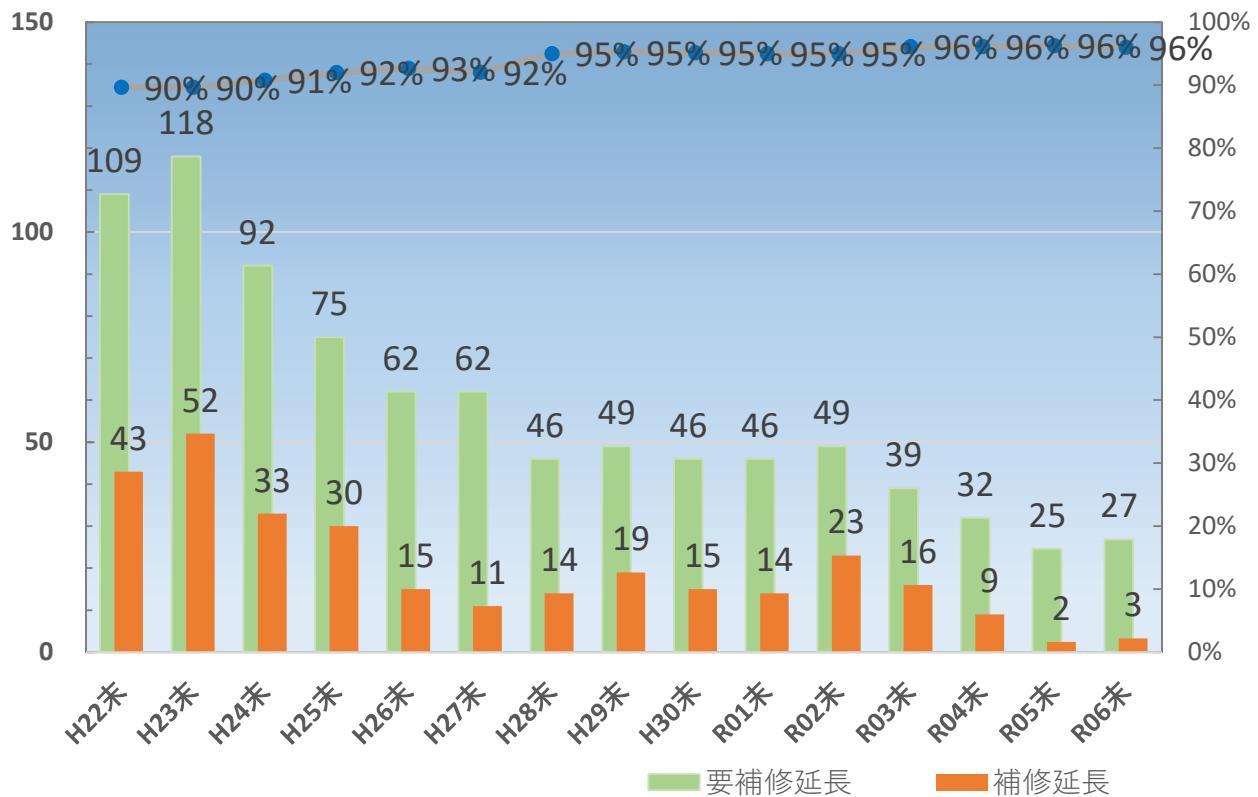
① 令和6年度の目標値設定

前年度の実績と同等程度を維持する事を目標に、96%以上と設定しました。

② 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

年度	対象車線 延長 (A) (km)	当年度末の劣化 予測後要補修延長 (B) (km)	当該年度の 補修延長 (C) (km)	当該年度末の補修後 要補修延長 (D) = (B) - (C) (km)	アウトカム (保全率) $\epsilon = ((A) - (D)) / (A) (%)$
H22末	638	109	43	66	90%
H23末	638	118	52	66	90%
H24末	638	92	33	59	91%
H25末	638	75	30	45	92%
H26末	638	62	15	47	93%
H27末	638	62	11	51	92%
H28末	638	46	14	32	95%
H29末	638	49	19	30	95%
H30末	638	46	15	31	95%
R01末	638	46	14	32	95%
R02末	590(※1)	49	23	26	95%
R03末	590(※1)	39	16	23	96%
R04末	590(※1)	32	9	23	96%
R05末	590(※1)	25	2	22	96%
R06末	590(※1)	27	3	24	96%

※1 令和2年度より、コンクリート舗装延長は含まず。



③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

令和4・5年度に計測した、路面性状調査の結果を踏まえた舗装劣化予測及び日常点検の結果を基に、要補修箇所を的確に把握し策定した効率的な補修計画により、令和6年度は約3km・車線の補修を行い、快適走行路面率は96%となりました。

④ 令和7年度の目標値とその取組の紹介

目標値：令和6年度の実績値と同様の目標として96%とします。

令和7年度においても、舗装マネジメントシステム（PMS）による劣化予測と日常点検により要補修箇所を的確に把握し、令和6年度に引き続き舗装補修工事を実施し、快適に走行できる路面の維持に努めます。

なお、基本となるデータは、令和6年度路面性状調査結果に基づく劣化予測値とし、要補修対象は過年度と同様の路面補修目標値*を使用します。

*路面補修目標値：わだち掘れ25mm以上、ひび割れ率20%以上、平坦性（IRI）3.5mm/m以上

3-4 管理業務（料金収受・交通管理・道路サービス業務）

（1）料金収受業務

① 料金収受の着実な実施

料金所では、時間帯、曜日、季節等により絶えず変動する交通状況に応じた適正な車線数の開放を行い、お客様からの各種問い合わせには適切な情報提供を行うとともに接遇マナー向上に努め、ETC車線でトラブル等が発生した場合は、迅速に車線に駆けつけ車両を安全な場所へ誘導し、適切な課金処理を行いました。

また、ETCをご利用のお客様へのサービス向上等のため、ETCレーンの複数設置を進めており、令和6年度には新たに4レーンの追加整備を行いました。



有人での料金収受



自動精算機での料金収受

② 安全通路の整備

ETCレーン横断に伴う料金収受員とお客様車両との接触事故防止対策として、安全通路を整備したところですが、ETCレーンの複数設置等に伴い、新たに整備が必要となる料金所については、必要な安全通路の整備を行います。

③ 不正通行への取組

強行突破等の未課金車両や不正通行に対しては、監視カメラの活用等により、通行車両の特定を行い、通行料金の徴収に努めるとともに、全社的な不正通行対策キャンペーン等の実施により、不正通行の抑止に努めました。

(2) ETC 専用化の取組

令和2年12月17日に高速道路6会社で公表した「ETC専用化等による料金所のキャッシュレス化・タッチレス化について」のロードマップに基づき料金所のETC専用化を進めています。

令和5年度は、4月3日に本四高速道路で最初のETC専用料金所となる東浦料金所の運用を開始するとともに令和6年度は、5月13日に水島料金所のETC専用化の運用を開始しました。

引き続き、機器整備に取り組んでいます。

(3) 交通管理業務

1) 道路巡回、交通管制

道路パトロールカーが管制室と無線で連絡を取りながら、24時間体制で定期的又は臨時に道路の巡回を行っています。

併せて、管制室ではCCTV、車両検知器等により常に道路状況・走行環境等を監視するとともに、各種情報を把握し、道路情報板等によりお客様に迅速かつ的確な情報提供を行っています。

これらの連携により、交通事故・車両火災・通行車両等による道路損壊や汚損・積荷落下・異常気象・故障車両停車・逆走車や歩行者等の誤進入といった異常事態を早期に発見して適切な処理を行い、道路の安全を守っています。(※仕様書4-2、4-3)

項目	事故	故障	落下物	計
令和6年度事案処理件数	1,003件	2,179件	6,074件	9,256件



交通規制訓練中の隊員



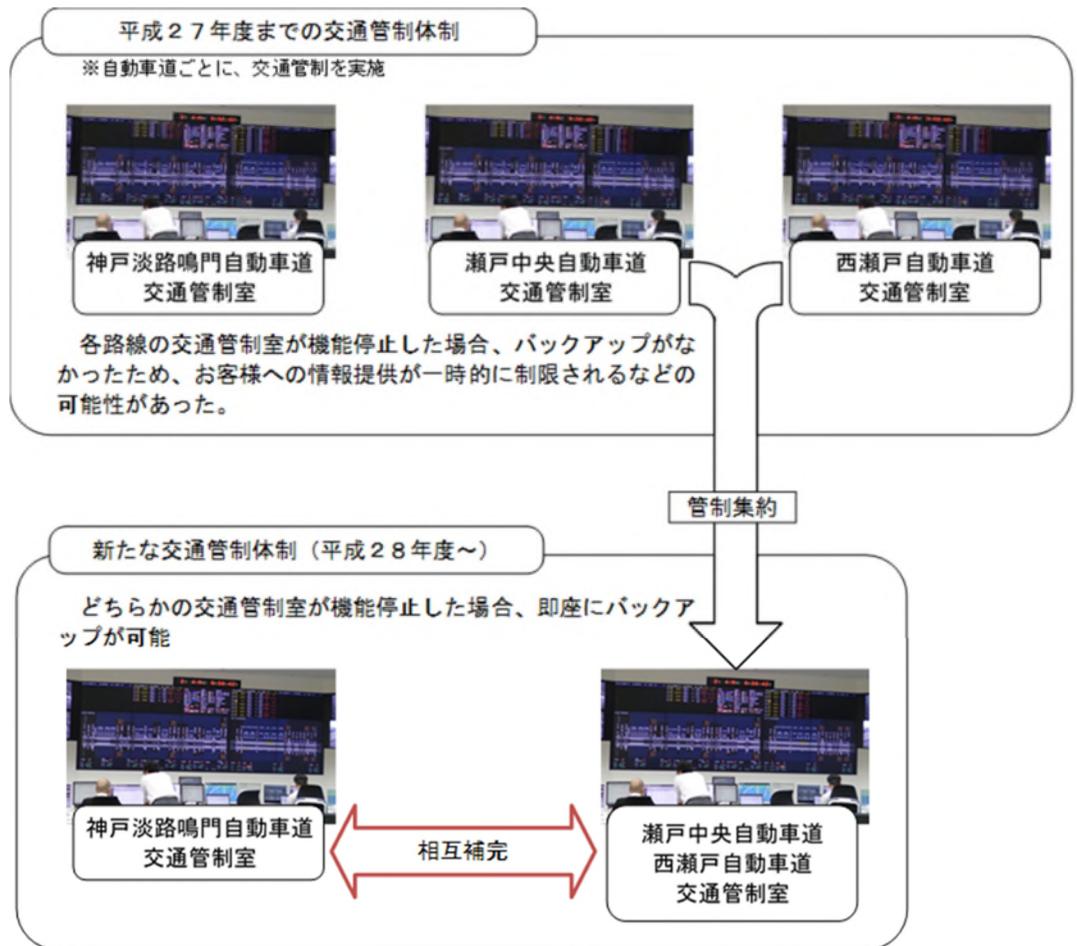
管制室の状況

2) 交通管制の取組について

本四高速では、平成27年度まで路線ごとに設置していた管制室（3管制体制）について、体制合理化によるコスト削減を推進しつつ、東日本大震災の教訓や直下型地震等の防災対策等を踏まえた防災・減災対策を鑑み、バックアップ及び多重性（リダンダンシー）の必要性の観点から、平成28年度から2管制体制で運用を行っています。

3) 車両制限令違反車両等の取締り

本四高速では、道路構造物の健全性確保及び交通の危険防止のため、車両制限令違反車両取締りを実施（道路法の規定に基づく独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構名による措置命令も実施）するとともに、法令遵守の啓発活動強化に取り組み、大型車両の通行の適正化を推進しています。(※仕様書4-4)



① 車両制限令取締隊の設置による取締り強化

車両制限令違反車両に対しては、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路各社が連携して、取締りの強化、是正指導等を行っています。

本四高速も、平成27年度に車両制限令取締隊（車限隊）を設置、研修期間を経てIC入口等で現地取締りを行う等取締り活動を開始し、平成28年度からは年間を通して本格的に取締り活動を行い、その強化を図っています。

車限令違反取締回数 【単位：回、台、件】 本四道路上で実施した車限令違反車両取締り実施回数 (回)、引込み台数(台)、措置命令件数(件)、即時告発件数(件)	令和5年度 実績値	取締り実施回数	159回
		引込み台数	300台
		措置命令件数	38件
		即時告発件数	0件
	令和6年度 実績値	取締り実施回数	150回
		引込み台数	306台
		措置命令件数	51件
		即時告発件数	0件
	令和7年度 目標値	取締り実施回数	150回
		中期目標値(令和8年度)※	取締り実施回数

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

継続的に現在の取締り水準を確保した数値で設定しています。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基にH29年度実績を参考に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

② 関係機関との連携による取締りの実施

取締りの実効性をより一層持たせるため、関係機関（警察・運輸支局等）との合同取締りや近接する他の道路管理者（国交省、西日本高速、阪神高速）との同時時間帯取締りを実施する等の取組を行っています。



他機関との合同取締り状況



取締りの状況

③ ETC 対応型自動軸重計による軸重超過車両の把握

ETC が普及（本四高速道路での利用率 9 割超）した状況において、有効に軸重超過車両を撲滅させるため、以下の取組も行っています。

○ 施策例

平成 28 年度末までに、全料金所の入口 ETC レーンに ETC 対応型自動軸重計を設置しました。

ETC 対応型自動軸重計の設置以降、設置箇所での計測の結果により軸重超過車両の所有者または使用者に軸重超過走行及び点数通知書を送付しています。更に、悪質な違反者に対しては車両制限令違反防止講習会を実施し、道路法その他の法令の趣旨、軸重のほか重量超過車両が道路構造物に与える影響等について講習を行うとともに、再発防止等に向けた指導を行っています。

また、ETC 対応型自動軸重計の計測結果を分析し、効果的で効率的な現地取締計画に反映させることにより、取締りの強化につなげています。

④ 是正指導

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の措置命令を受けた事業者に「重大な違反行為等に係る警告書」の送付、車両制限令違反防止講習会での是正指導を行っています。

⑤ 車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等

重量超過等の車両制限令違反が後を絶たず、当該車両が道路を著しく劣化させる要因となっていることを踏まえ、道路構造物の保全、道路法令違反抑止及び安全走行の啓発を目的として、違反者等に対する徹底した指導取締りと併せ、平成 28 年 10 月から、大口・多頻度割引の割引停止措置等を適用するとともに、車両制限令違反情報を高速道路 6 会社で共有し、この情報に基づいて、大口・多頻度割引の割引停止措置及び ETC コーポレートカードの利用停止措置を高速道路 6 会社において統一的に適用しています。また、平成 29 年 4 月から違反点数の厳格化を行い、違反点数の累積期間を延長しています。

⑥ 啓発活動

現地取締りや交通安全運動期間中のチラシ配布、高速バス車外広告やラジオ広告を利用し、道路構造物の保全、安全走行についての啓発活動を継続して実施しています。



啓発活動の状況

⑦ 令和7年度の目標値

年間取締計画での取締回数を目標値として取締を実施していきます。

本四高速では、道路の劣化を早める重量超過車両のほか、車両制限令に定める寸法を超過した違反車両を厳正に対処するため、引き続き、関係機関と連携し、積極的な対策に取り組んでまいります。

(4) 定時性・確実性確保への取組

1) 本四高速道路の通行止め

交通の安全を確保するために行う道路の通行止めについて、工事実施方法の工夫等により可能な限り通行止め時間を短縮する等、本四高速道路の通行の定時制・確実性の向上にも寄与するよう取り組みました。

通行止め時間 【単位：時間】 雨、雪、事故、工事等に伴う年間の平均通行止め時間	令和5年度 実績値	4 時間	主な要因	災害・悪天候	4
				事故・その他	0
			工事	0	
	令和6年度 目標値	－ 時間	－		
	令和6年度 実績値	3 時間	主な要因	災害・悪天候	1
	事故・その他	2			
	工事	0			
	令和7年度 目標値	－ 時間	－		
	中期目標値(令和7年度)※	－ 時間	－		

【算出方法】

上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のべ時間・距離を営業延長で除算して算出する。

【算出式】

$$\text{通行止め時間} \times \text{通行止め距離} / \text{路線延長}$$

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

令和6年度は、悪天候によりやむを得ず発生した道路の通行止めについては、関係する機関と連携して、通行止めの解除に向けた作業等を迅速に実施しました。

令和7年度は、やむを得ず発生する通行止めについて、引き続き関係する機関と連携して通行止め時間の短縮に取り組んでまいります。



本線の通行止めの状況

2) 渋滞対策の推進

本線渋滞損失時間 【単位：万台・時】	令和5年度 実績値	6万台・時
渋滞が発生することによるお客様の年間損失時間	令和6年度 目標値	4万台・時
	令和6年度 実績値	5万台・時
	令和7年度 目標値	4万台・時
	中期目標値(令和7年度)※	3万台・時

【算出方法】

交通流測定器(トラフィックカウンター)が設置されている各IC間を、法定速度で通過した場合の時間と、実走行の平均走行速度(旅行速度)で通過した時間との差を毎正時ごとに累計して年間損失を算出する。

【算出式】

$$\{[(\text{区間距離}/\text{旅行速度}) - (\text{区間距離}/\text{法定速度})] \times \text{区間交通量}\} \text{の年間累計}$$

※ただし、法定速度より旅行速度が大きい場合は、法定速度とする。

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

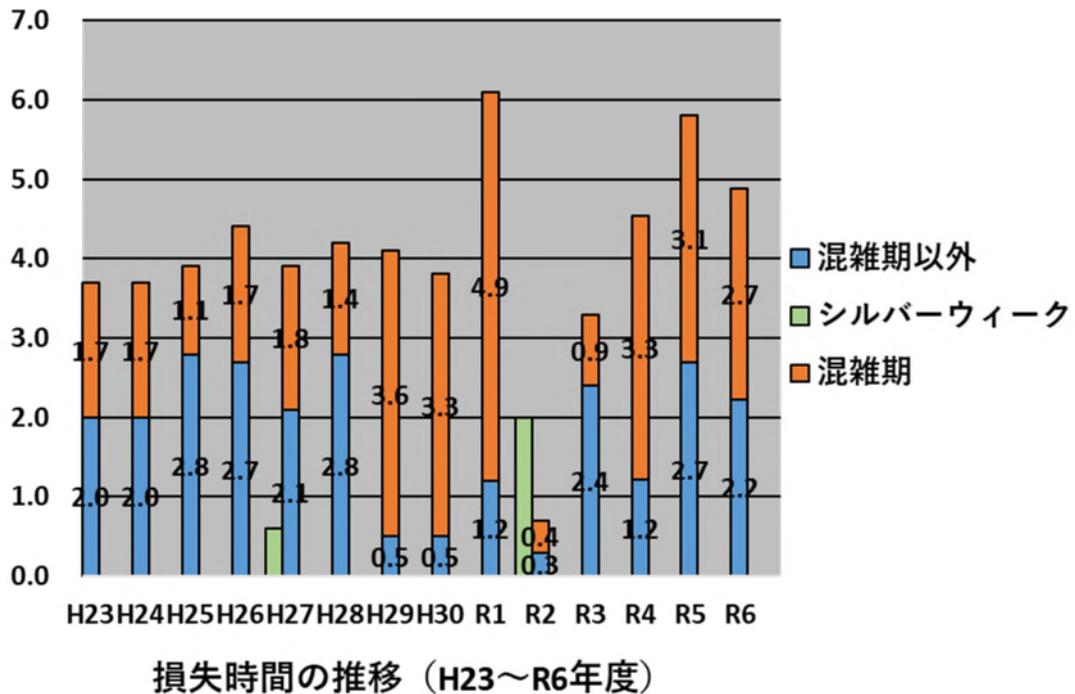
令和7年度目標値は、令和4年度から新型コロナウイルスの影響が少なくなってきたことを鑑み、過去5年間の平均値により4万台・時を目標とします。中期目標値については、過去5年間の平均値を目標値とします。ホームページ等での広報や交通事故対策を行うことで、渋滞の削減を目指します。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

本州と四国を結ぶ幹線道路として、また、瀬戸内海の島々をつなぐ生活道路としての役割を果たすために、広報活動等を通じて本四高速道路上での渋滞を減らし、安全で快適に利用できる高速道路を目指します。

① 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

路線名		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
一般国道28号 (神戸淡路鳴門 自動車道)	(1)ゴールデンウィーク	1.2	0.8	0.7	1.1	1.0	0.6	2.6	3.0	4.0	0.0	0.9	3.0	2.5	2.5
	(2)お盆	0.4	0.8	0.3	0.4	0.7	0.7	1.0	0.2	0.4	0.4	0.0	0.1	0.6	0.1
	(3)シルバーウィーク	-	-	-	-	0.6	-	-	-	-	2.0	-	-	-	-
	(4)年末年始	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.1	0.5	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0
	混雑期計(1)+(2)+(3)+(4)	1.7	1.7	1.1	1.7	2.4	1.4	3.6	3.3	4.9	2.4	0.9	3.3	3.1	2.7
	混雑期以外	2.0	2.0	2.8	2.7	2.1	2.8	0.5	0.5	1.2	0.3	2.4	1.2	2.7	2.2
渋滞損失時間 合計		3.7	3.7	3.9	4.4	4.5	4.2	4.1	3.8	6.1	2.7	3.3	4.4	5.8	4.9



令和6年度は、新型コロナウィルス禍前並みに交通量が戻り、ゴールデンウィーク等の混雑期及び、混雑期以外の連休においても渋滞が発生したため、渋滞損失時間が目標値を上回りました。

路上工事による渋滞損失時間 【単位：万台・時】 路上工事に起因する渋滞が発生したことによるお客様の年間損失時間	令和5年度 実績値	1万台・時
	令和6年度 目標値	1万台・時
	令和6年度 実績値	1万台・時
	令和7年度 目標値	1万台・時
	中期目標値(令和7年度)※	1万台・時

【算出方法・算出式】

本線渋滞損失時間による。

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

令和7年度目標及び中期目標については、過去5年間の平均値を目標値とします。令和7年度以降も、交通規制の回数及び時間の削減に向けた取組を継続することで目標達成を目指します。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

② 当該年度に行った施策の代表例

例年、本四高速道路における渋滞の発生は、混雑期であるゴールデンウィーク、お盆及び年末年始に集中することから、各混雑期間に先立ち、渋滞発生が予想される日・時間帯等をお客様に事前にお知らせし、渋滞を避けた旅行計画をして頂くよう広報活動に取り組むことにしております。

また、広域情報板、図形情報板等による情報提供や、サグ渋滞箇所については、速度低下に對し注意を促す標識を設置しており、SA・PAにはサグ渋滞注意喚起のポスターを掲示し、更に、混雑期間中においては路上工事の施工を抑制しました。

さらに個別の対策として、舞子トンネル上り線の渋滞対策で注意喚起のポスター掲出等を実施しました。

③ 令和7年度の目標値とその取組の紹介

令和7年度は、引き続き各混雑期間に先立ち、渋滞予測結果を公表するとともに、特徴的な渋滞傾向についての情報発信により渋滞緩和を目指します。

サグ渋滞や舞子トンネルの渋滞に対する注意喚起のポスターは継続して掲示するとともに、本四高速ホームページにおいても、継続して広報します。

また、混雑期間には緊急工事を除いて路上工事を抑制し、広報活動により一層取り組み、混雑期以外には交通規制の集約化に努め、渋滞が発生しないように取り組みます。

上記の取組を徹底して、過去5年間の平均値を目標値として設定します。

3) 路上工事による車線規制時間の削減

お客様への負担を軽減するために、交通規制を伴う工事の相互調整等を実施し、路上工事に伴う車線規制時間の減少を図り、交通の円滑化及び渋滞の減少を目指しています。

なお、路上工事による車線規制時間については、アウトカム指標により把握するとともに、日頃から削減に努めています。

交通規制時間 【単位：時間/km】	令和5年度 実績値	135 時間/km
道路1kmあたりの路上工事に伴う年間の交通規制時間	令和6年度 実績値	135 時間/km

【算出方法】

路上工事に伴う車線規制(路肩規制、移動規制、事故処理のための規制を除く。)時間の年間累計を路線延長で除して算出する。

【算出式】

路上工事による年間車線規制時間(時間)/管理延長(172.9km)

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

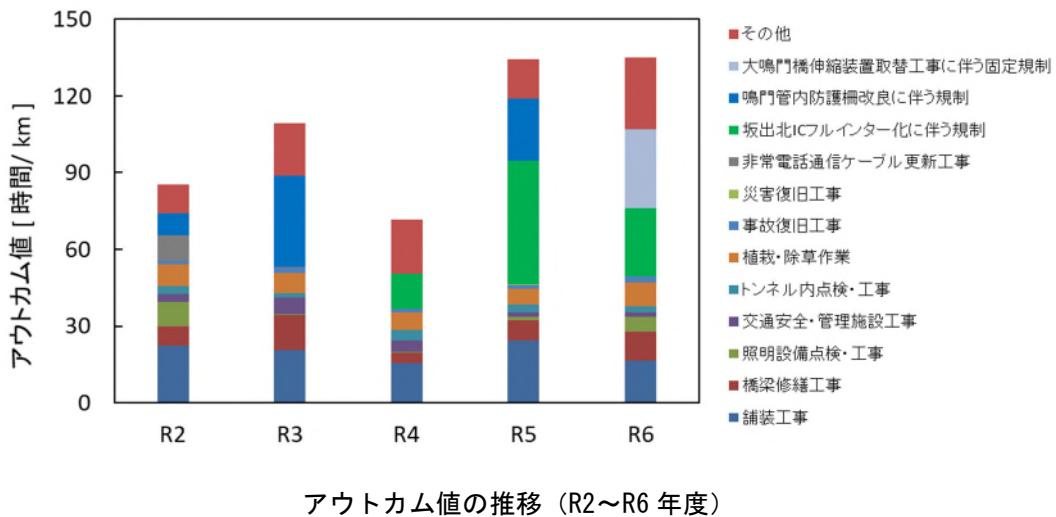
① 当該年度の実績値の分析と過年度との比較

令和6年度の交通規制時間は前年度と同程度となりました。一方で、終日固定規制が減少したことにより通常の交通規制を実施する機会が増え、固定規制を除いた交通規制時間は2,675時間増加しました。

年度	交通規制時間(時間)		アウトカム(時間/km)	
	交通規制時間	固定規制を除く	交通規制時間	固定規制を除く
路上工事による交通規制時間	令和5年度	23,264	10,722	135
	令和6年度	23,358	13,397	135

② 当該年度に発生した事象とその影響

令和6年度に大鳴門橋伸縮装置取替工事（終日固定規制）を新規に実施したものの、その他の終日固定規制（鳴門管内防護柵改良及び坂出北ICフルインター化）を早期に完了するよう努めた結果、交通規制時間は昨年度と同程度となりました。



③ 当該年度に行った施策の代表例とその効果

構造物や附属設備の経年劣化による補修工事や、特定更新等工事の増加が見込まれるため、近接する複数工事の規制集約を積極的に行い、規制回数及び規制時間の削減に努めました。令和6年度は、346回の規制の集約を行い、計687時間の集約ができました。

④ 今後の方針

構造物の経年劣化に加えて、橋梁の耐震補強工事、防護柵改良工事の実施等、今後も工事量の増加が見込まれますが、近接工事の交通規制集約を継続するとともに、計画段階より交通規制時間を短縮する工法の検討を行う等、引き続き路上工事による規制の回数及び時間の削減を図ります。また、工事の事前周知を必要に応じて実施する等して、交通の円滑化を目指します。

(5) 道路サービス業務

1) 情報提供

四国から本州への玄関となる明石海峡大橋の手前では、各 JCT で接続する他路線を含む道路情報（事故及び渋滞等）を図形情報板により提供しています。これらの道路情報は他の道路会社から情報提供を受けており、お客様が経路を選択する際に役立つように、分かりやすい道路情報の提供に努めています。

また、SA・PAにおいても、道路交通情報を提供するモニターを設置して、お客様への情報提供を行っています。



図形情報板



デジタルサイネージ



屋内道路交通情報モニター



屋外道路交通情報モニター

本四高速ホームページでは、特に渋滞の多い舞子トンネル出口付近を走行するお客様に対する渋滞時の経路選択の参考情報や、路線ごとの天気予測等を掲載して、お客様の安全・安心・快適な走行を支援しています。



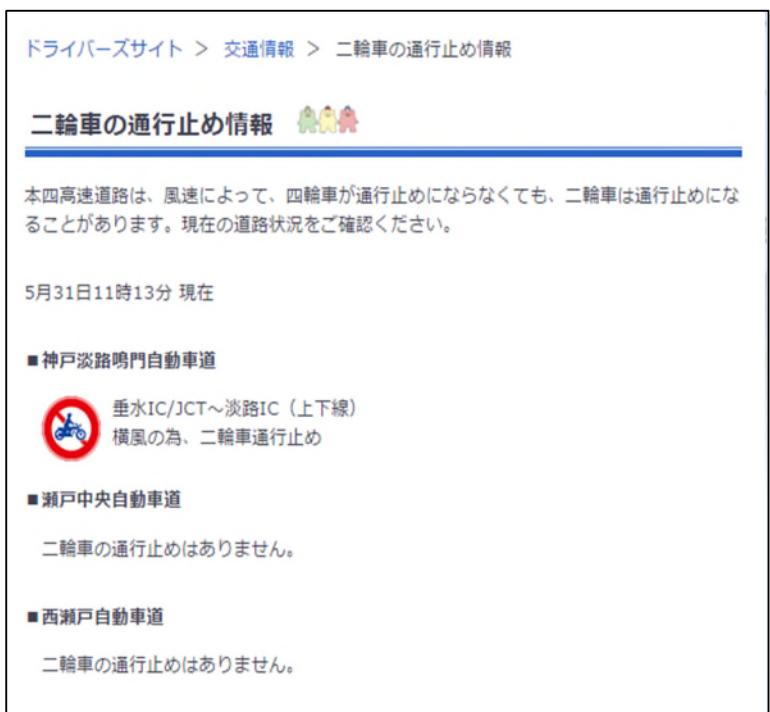
天氣予想



風予想

舞子トンネル出口付近渋滞時における 経路選択の参考情報

二輪車通行止め情報のほか、生口島道路及び大島道路（直轄道路）の通行止め情報は、高速道路上等にある道路情報板への掲出と電話問い合わせでの対応としていましたが、本四高速ホームページにリアルタイムで掲載しています。



トップページへの表示

通行止め情報の詳細（二輪車）

2) 休憩施設

① 休憩施設における地元利用

地元地域の観光振興及び本四高速道路の利用促進等を目的として、SA・PA で地元自治体によるイベント等を実施しています。今年度は地元産品の特産市の開催や瀬戸内地域の飲食店と連携したスタンプラリーの実施など休憩施設における地元利用の取り組みを進めたことにより、多くの地域の方々に休憩施設をご利用していただきました。引き続き、休憩施設を拠点とした地域の魅力発信に取り組んでまいります。



地域の特産品をテーマにしたイベントの開催
(一般国道 317 号 来島海峡 SA)



地域特性を活かしたイベントの開催
(一般国道 30 号 与島 PA)

SA・PA の地元利用日数	令和5年度 実績値	2,178日
【単位：日】	令和6年度 目標値	1,000日
地元が販売・イベント等により SA・PA を利用した日数	令和6年度 実績値	1,436日
	令和7年度 目標値	2,400日
	中期目標値(令和 7 年度)※	4,000日(累積値)

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】
行動計画に基づき地域連携の取り組みを積極的に展開する。毎年1,000日の利用を目標とし、令和7年度は2,400 日、延べ4,000日の目標値とします。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

3) 企画割引

平成26年7月より、広島県、愛媛県等と協力して西瀬戸自動車道の自転車通行料金が無料となる企画割引「しまなみサイクリングフリー」を実施しており、令和6年度も継続して実施しました。

企画割引販売件数 【単位：千件】 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数※ ₁	令和5年度 実績値	0 千件
	令和6年度 目標値	3 千件
	令和6年度 実績値	0 千件
	令和7年度 目標値	- 千件
	中期目標値(令和7年度)	28 千件
企画割引実施件数 【単位：件】 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の実施件数	令和5年度 実績値	1 件
	令和6年度 目標値	- 件
	令和6年度 実績値	1 件
	令和7年度 目標値	- 件
観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数 【単位：件】 地域振興や観光振興を目的とした企画割引のうち、観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数	令和5年度 実績値	0 件
	令和6年度 目標値	0 件
	令和6年度 実績値	0 件
	令和7年度 目標値	- 件
【令和7年度目標について】 令和6年2月16日付けの記者発表（観光需要平準化にむけた高速道路料金の取り組みについて）の内容を踏まえつつ、本四高速を取り巻く周辺状況を踏まえ、実施に向けて検討を行う。		

(6) 総合顧客満足度の向上

お客様に道路を安全、安心、快適に利用いただけるサービスを目指します。

総合顧客満足度 【単位：ポイント】 道路の走行性・安全性、諸施設の快適性等、本四道路の利用に係るお客様の総合的な満足度の評価	令和5年度 実績値	4.3
	令和6年度 目標値	4.3
	令和6年度 実績値	4.3
	令和7年度 目標値	4.3
	中期目標値(令和7年度)※	4.2
【令和7年度目標及び中期目標の設定について】		
令和7年度目標及び中期目標については、過去の実績値を参考にし、現状の高い水準を維持する目標を設定しています。		

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去の実績等により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

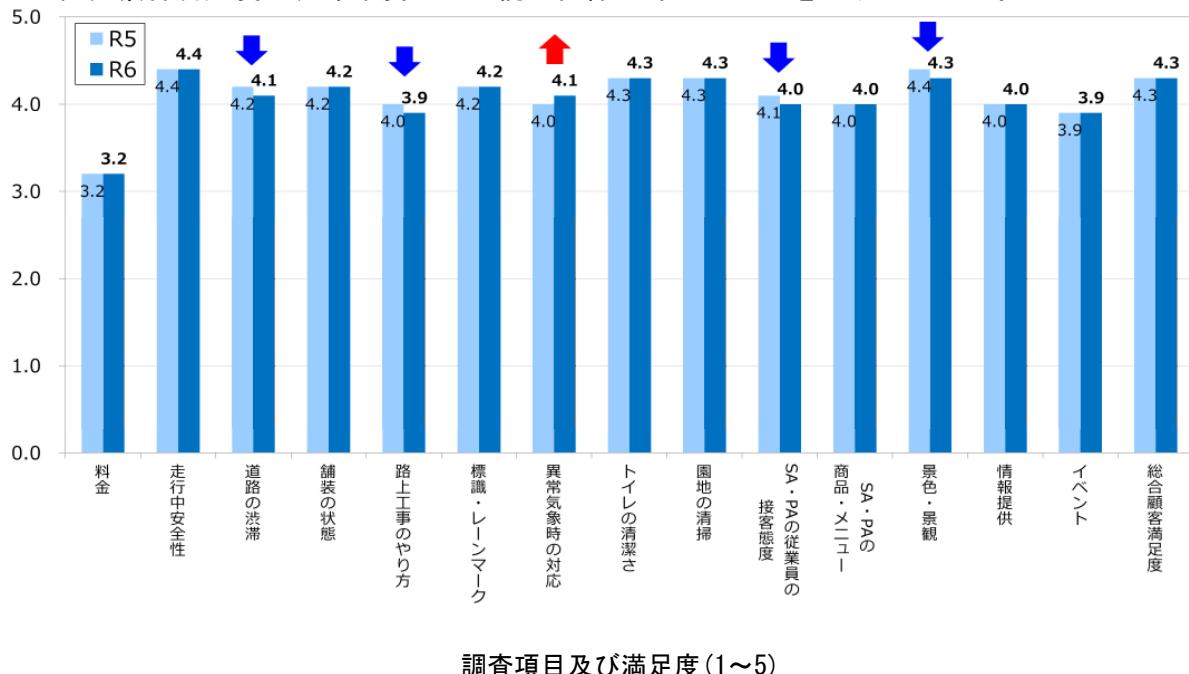
① 令和6年度の目標値設定

令和6年度の目標値は、現状の高い水準を維持する目標設定とし、目標値を4.3と設定しました。

② 当該年度の実績値と過年度との比較

令和6年度は、「道路の渋滞」、「路上工事のやり方」、「SA・PAの従業員の接客態度」、「景色・景観」に対する評価が低下したものの、「異常気象時の対応」に対する評価が上昇し、その他の項目については横ばいを維持しました。

総合顧客満足度は、昨年度に引き続き目標であった4.3を達成しました。



③ 当該年度に行った施策の代表例

○ 道路の走行性・安全性・快適性に関する取組

舗装補修や道路標識の更新、交通安全啓発活動の強化などを継続して実施しております。また、ETC利用者へのサービス向上を目指し、ETC専用化料金所の導入を実施しております。

○ 諸施設の快適性に関する取組

お客様に満足いただける快適空間やサービスを提供するため、魅力あるSA・PAづくりやトイレのリニューアル等を計画的に実施しております。

○ 沿線地域の魅力発信に関する取組

本四高速道路の沿線観光情報等のマスメディアも使った発信や関係自治体等と連携した地域の魅力PR施策を実施しております。

- ・ 環瀬戸協議会などマスメディアにより本四高速道路の沿線観光情報等を発信
- ・ インフラツアーの推進
- ・ SA・PAを拠点としたイベントを開催
- ・ 地域資源を活かした周遊ツアー造成に向けた取り組みを実施
- ・ 「せとうち美術館ネットワーク」の深化・発展に向けたイベントや情報を発信
- ・ 瀬戸内地域のサイクリングにおけるブランド価値の向上と持続的な地域振興の実現に向けて Setouchi Vélo 協議会の推進



環瀬戸内海交流促進協議会を使った
沿線観光情報等の情報発信



インフラツアー
(明石海峡大橋ブリッジワールド)

④ 次年度の目標値とその取組の紹介

目標値 4.3 (令和6年度の水準を維持することとする。)

これまでの取組を継続して実施するとともに、交通安全対策の強化を推進し安全な高速道路を目指します。

また、休憩施設やトイレの計画的な改良、休憩施設の混雑対策を実施します。

更に、沿線地域と連携した広域周遊観光推進を図り、瀬戸内地域の魅力発信に取り組みます。

(7) 年間利用台数

年間利用台数 【単位：百万台】 支払い料金所における年間の通行台数	令和5年度 実績値	45 百万台
	令和6年度 目標値	45 百万台
	令和6年度 実績値	46 百万台
	令和7年度 目標値	46 百万台
	中期目標値(令和7年度)※	46 百万台

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

令和6年度の実績交通量と、中期計画である令和9年度の交通量を直線補間により設定。

※ 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

① 当該年度の実績値と過年度との比較

対前年度比101.8%であり、各ルート別の利用台数及び対前年度比は下記のとおりです。

- ・ 神戸淡路鳴門自動車道 : 22.9百万台(101.8%)
- ・ 瀬戸中央自動車道 : 11.1百万台(101.6%)
- ・ 西瀬戸自動車道 : 11.8百万台(102.1%)

② 当該年度に行った施策の代表例とその効果

「瀬戸内企業」、さらに「インフラ経営」の観点から、世界に誇る長大橋群を活用したインフラツアーや、せとうち魅力発見キャンペーンとして、地域の食（スイーツ）・特産品・焼きもの等をテーマにした各種イベントをSA・PAを拠点として実施する等、地域への集客を図りました。

③ 令和7年度の取組の紹介

・ インフラツアーやの更なる推進

「瀬戸内企業」として、さらに「インフラ経営」の観点から、世界に誇る長大橋群を活用し、地域への集客を促進する。

・ SA・PAを拠点とした地域連携の推進

地域と連携し、瀬戸内の魅力を発見・発信し地域内外のつながりを創出する拠点として、SA・PAを最大限活用した取組を行う。

・ 瀬戸内地域の島々の魅力発信・活性化

瀬戸内地域の優れた景観や島々の歴史・文化に根ざす地域資源を活かした島旅の活性化の取組を行う。

・ サイクリングによる地域振興

しまなみ海道や淡路島一周（「あわいち」）、四国一周など、瀬戸内地域に存するサイクリングルートをネットワーク化し、サイクリングを通じて地域の魅力を国内外に発信する。

・ 「せとうち美術館ネットワーク」の深化・発展

瀬戸内地域に存する美術館・博物館91施設のネットワークのつながりを深化・発展させ、文化・芸術面においても瀬戸内地域の活性化に貢献する取組を行う。

第4章 高速道路管理業務に関する各種データ

4-1 高速道路管理業務に要した費用等

(1) 計画管理費の実績

維持、修繕その他の管理は、

- ・道路資産の維持管理、毀損したものの原状回復工事として費用計上される計画管理費
- ・料金収受業務等に係る費用として費用計上される計画管理費
- ・道路資産の耐久性や機能アップを伴う工事で、債務引受の対象となる修繕費（債務引受額）により実施しています。

1) 維持修繕費

維持修繕費の実績

(消費税抜・百万円)

業務名	令和6年度 実績額	《参考》 令和5年度 実績額
清掃作業	561	563
植栽作業	671	615
雪氷対策作業	64	36
保全点検	1,451	1,461
光熱水費	601	663
事故等復旧作業	97	63
調査等経費	497	659
舗装補修	816	1,308
土木構造物等の補修取替	2,328	2,022
施設設備等の補修取替	937	924
計	8,022	8,314

令和6年度計画額：7,245百万円

〈主な増減理由〉

・点検結果に基づく補修費用の増

点検により発見した構造物等の変状について取替工事や補修工事を実施しており、令和6度は交通量の増加や経年劣化に伴う舗装補修、橋梁補修、のり面補修の増加や、労務費、材料価格の高騰により、計画に比べて増額となりました。

2) 管理業務費

管理業務費の実績

(消費税抜・百万円)

業務名	令和6年度 実績額	《参考》 令和5年度 実績額
料金收受委託等	2,593	2,522
交通管理委託等	819	808
クレジットカード手数料	841	821
その他	820	791
計	5,073	4,942

令和6年度計画額：4,706百万円

〈主な増減理由〉

労務費高騰に伴う委託費の増、交通量の増加に伴うクレジットカード手数料の増加等により計画額を上回りました。

(2) 修繕費（債務引受額）の実績

高速道路の維持、修繕その他の管理は、費用計上される計画管理費のほか、債務引受の対象となる修繕費と特定更新等工事費により実施しています。

1) 修繕費

令和6年度における修繕費（債務引受額）の実績額と主な工事内容は下表のとおりです。

修繕費（債務引受額）の実績

(単位：百万円)

業務名	令和6年度			
	単位	数量	実績額	主な工事内容
工事費			6,320	
橋梁修繕			2,281	
塗替塗装	橋	7	445	橋梁塗替塗装
海中基礎防食	橋	0	0	
構造物補修	箇所	50	1,835	剥落対策、伸縮装置更新、床板防水、海峡部長大橋ハンガーロープ・管理用通路補修等
トンネル修繕	箇所	14	102	剥落対策等
のり面修繕	箇所	3	67	コンクリート吹付工・グラウドアンカー工等
土工修繕	箇所	0	0	
舗装修繕	箇所	15	15	舗装修繕
交通安全施設修繕	箇所	9	436	防護柵設置、改良等
交通管理施設修繕	箇所	45	35	標識更新・設置等
渋滞対策	箇所	0	0	
休憩施設修繕	箇所	2	6	休憩施設トイレ修繕等
雪氷対策施設修繕	箇所	6	7	雪氷施設躯体修繕等
震災対策	橋	22	0	橋脚補強工、落橋防止システム、支承補完・補強構造等
のり面防災	箇所	7	87	落石対策等
トンネル施設修繕	箇所	7	141	汚水処理設備、換気設備、防災設備改修等
電気施設修繕	箇所	111	709	トンネル照明、自家発電設備、直流電源設備、電源ケーブル更新等
通信施設修繕	箇所	46	983	交通中央局改修、道路情報板更新等
建築施設修繕	箇所	12	118	電気室防水、料金事務所改修等
機械施設修繕	箇所	53	1,335	給排水設備更新、汚水処理設備更新、長大橋点検補修用作業車修繕等
その他費	式	1	1,303	調査設計費、施工管理費、一般管理費、利息、消費税等
	計	7,623		

2) 特定更新等工事費

令和6年度における特定更新等工事費(債務引受額)の実績額と主な工事内容は下表のとおりです。

特定更新等工事費(債務引受額)の実績

(単位: 百万円)

業務名	令和6年度			
	単位	数量	実績額	主な工事内容
工事費			1,613	
橋梁修繕			1,096	
床版	km	0.35	135	
桁	km	1.32	961	表面被覆工
土構造物補修 盛土・切土	箇所	5	516	のり面排水施設改良
その他費	式	1	321	調査設計費、一般管理費、利息、消費税等
	計		1,934	

4-2 アウトカム指標一覧

指標分類	R5年度 実績値	R6年度 目標値	R6年度 実績値	R7年度 目標値	コメント(実績・目標)																																														
I-1. 安全・安心の確保(交通安全対策)																																																			
【死傷事故をへらす】																																																			
■死傷事故 自動車走行車両1億台キロあたりの死傷事故件数 ^{※1}	2.7 件/億台キロ	2.5 件/億台キロ	4.0 件/億台キロ	3.6 件/億台キロ	令和6年度は前年度と比較して死傷事故率が増加している。特に土日祝及び二輪車による死傷事故が増加している。ホームページ、ポスター掲示及び交通安全キャンペーン等による啓発活動、各種渋滞対策を実施するとともに、死傷事故の割合が高い路線において、土日祝の利用者及び二輪車に対し重点的に事故防止対策を実施するなど、積極的な安全対策を推進していく。																																														
【人の立入をへらす】																																																			
■人等の立入事案件数 歩行者、自転車、原動機付自転車等が高速道路に立入り、保護した事案の件数	81 件	80 件	107 件	85 件	観光需要の回復による地域外からの来訪、インバウンドに伴う外国人増加等により、通報受理件数及び確保件数ともに増加した。引き続きハード・ソフト両面で誤進入対策に努める。																																														
【逆走事故をなくす】																																																			
■逆走事故件数 逆走による年間事故発生件数 ^{※1}	0 件	0 件	0 件	0 件	令和6年度の逆走事案は4件発生したが、逆走事故の発生は無く、目標値を達成した。																																														
■逆走事案件数 交通事故又は車両確保に至った逆走事案の年間件数 ^{※1}	4 件		4 件		令和7年度はこれまでに実施した対策の効果を検証しつつ、引き続き逆走事故件数ゼロを目指す。																																														
I-2. 安全・安心の確保(構造物保全)																																																			
【構造物を安全に安心して使い続ける】																																																			
■橋梁修繕着手率・橋梁修繕完了率 橋梁修繕着手率：判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手した橋梁数の割合 ^{※2} 橋梁修繕完了率：判定区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁のうち、当該年度までに補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」を完了した橋梁数の割合 ^{※2}	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td><td>100 %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>100 %</td><td>50.0 %</td><td>50.0 %</td><td>50.0 %</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>100 %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>0 %</td></tr> </table>						点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する					修繕着手率	100 %	100 %	100 %	100 %	修繕完了率	100 %	100 %	100 %	100 %	点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する					修繕着手率	100 %	100 %	100 %	100 %	修繕完了率	100 %	50.0 %	50.0 %	50.0 %	点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する					修繕着手率	— %	— %	— %	100 %	修繕完了率	— %	— %	— %	0 %
点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する																																																			
修繕着手率	100 %	100 %	100 %	100 %																																															
修繕完了率	100 %	100 %	100 %	100 %																																															
点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する																																																			
修繕着手率	100 %	100 %	100 %	100 %																																															
修繕完了率	100 %	50.0 %	50.0 %	50.0 %																																															
点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕橋梁に対する																																																			
修繕着手率	— %	— %	— %	100 %																																															
修繕完了率	— %	— %	— %	0 %																																															
■橋梁の点検率 省令に基づく点検(令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目及び令和6年度～令和10年度にかけて行われる3巡目)の実施率【累計】 ^{※3※4}	100 %		24 %	100 ^{※5} %	【点検1巡目】 点検1巡目の修繕が必要な区分Ⅲ以上の橋梁は10橋、うち修繕に着手した橋梁は10橋であり、修繕着手率は100%であった。また、修繕の完了した橋梁は10橋であり、修繕完了率は100%であった。 【点検2巡目】 点検2巡目の修繕が必要な区分Ⅲ以上の橋梁は6橋、うち修繕に着手した橋梁は6橋であり、修繕着手率は100%であった。また、修繕の完了した橋梁は3橋であり、修繕完了率は50.0%であった。 【橋梁の点検率】 令和6年度から省令点検の3巡目を開始し、橋梁の点検は全467橋のうち111橋が完了し、点検率は24%であった。																																														
■トンネル修繕着手率・トンネル修繕完了率 トンネル修繕着手率：判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに修繕(設計を含む)に着手したトンネル数の割合 ^{※2} トンネル修繕完了率：判定区分Ⅲ、Ⅳと診断されたトンネルのうち、当該年度までに補修や補強などの施設の機能や耐久性等を維持又は回復するための「対策」を完了したトンネル数の割合 ^{※2}	<table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td colspan="5">点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する</td> </tr> <tr> <td>修繕着手率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> <tr> <td>修繕完了率</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td><td>— %</td></tr> </table>						点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する					修繕着手率	— %	— %	— %	— %	修繕完了率	— %	— %	— %	— %	点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する					修繕着手率	— %	— %	— %	— %	修繕完了率	— %	— %	— %	— %	点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する					修繕着手率	— %	— %	— %	— %	修繕完了率	— %	— %	— %	— %
点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する																																																			
修繕着手率	— %	— %	— %	— %																																															
修繕完了率	— %	— %	— %	— %																																															
点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する																																																			
修繕着手率	— %	— %	— %	— %																																															
修繕完了率	— %	— %	— %	— %																																															
点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕トンネルに対する																																																			
修繕着手率	— %	— %	— %	— %																																															
修繕完了率	— %	— %	— %	— %																																															
■トンネルの点検率 省令に基づく点検(令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目及び令和6年度～令和10年度にかけて行われる3巡目)の実施率【累計】 ^{※3※4}	100 %		15 %	100 ^{※5} %	【点検1巡目】 点検1巡目において、修繕が必要な区分Ⅲ以上のトンネルはなかった。 【点検2巡目】 点検2巡目において、修繕が必要な区分Ⅲ以上のトンネルはなかった。 【トンネルの点検率】 令和6年度から省令点検の3巡目を開始し、トンネルの点検は全27箇所のうち4箇所が完了し、点検率は15%であった。																																														

指標分類		R5年度 実績値	R6年度 目標値	R6年度 実績値	R7年度 目標値	コメント(実績・目標)
		点検1巡目(平成26年度から平成30年度まで)に発見された要修繕道路附属物等に対する				
		修繕着手率	100	100	100	100
		修繕完了率	100	100	100	100
		点検2巡目(令和元年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕道路附属物等に対する				
		修繕着手率	—	—	—	—
		修繕完了率	—	—	—	—
		点検3巡目(令和6年度から当該年度の前年度まで)に発見された要修繕道路附属物等に対する				
		修繕着手率	—	—	—	100
		修繕完了率	—	—	—	0
		■道路附属物等の点検率 [単位: %] 省令に基づく点検(令和元年度～令和5年度にかけて行われる2巡目分及び令和6年度～令和10年度にかけて行われる3巡目分)の実施率【累計】 ^{※3※4}	100		23	100 ^{※5}
【構造物に悪影響を及ぼす違反をなくす】						
		■車限令違反車両取扱回数 [単位: 回] 車限令違反車両取扱を実施した回数	159	150	155	150
		■引込み台数 [単位: 台] 引込みを行った台数	300	—	306	—
		■措置命令件数 [単位: 台] 措置命令を行った台数	38	—	51	—
		■即時告発実施件数 [単位: 台] 即時告発を行った台数	0	—	0	—
【地震に強い道路をつくる】						
		■橋梁の耐震補強完了率 [単位: %]				
		15m以上の橋梁数に占める耐震性能2を有する橋梁数の割合 ^{※6}	74.7	75.0	75.0	75.0
		令和6年度までに耐震補強を実施した橋梁に、暫定的な整備手法 ^{※7} による令和6年度以降の耐震補強を計画している橋梁を加えた橋梁数に占める既設道路橋の耐震性能2を有する橋梁数の割合 ^{※6}	80.9	81.1	81.1	81.1
II. 快適な走行サービスの提供						
【渋滞をへらす】						
		■渋滞損失時間 [単位: 万台・時] 渋滞が発生することによる利用者の年間損失時間	6	4	5	4
		新規着手箇所数	—	—	—	—
		■ピンポイント渋滞対策実施箇所 [単位: 箇所] ピンポイント渋滞対策を実施している箇所数	対策実施箇所数	—	—	—
		完了箇所数 [H27以降の累計値]	—	—	—	—
		■通行止め時間 [単位: 時間] 雨、雪、事故、工事等に伴う年間の平均通行止め時間 ^{※8}		4	—	3
		災害・悪天候	4	—	1	—
		事故・その他	0	—	2	—
		工事	0	—	0	—
【路上工事の渋滞を最小化する】						
		■路上工事による渋滞損失時間 [単位: 万台・時] 路上工事に起因する渋滞が発生したことによる利用者の年間損失時間	1	1	1	1
		■交通規制時間 [単位: 時間／km] 道路1kmあたりの路上工事に伴う交通規制時間	交通規制時間	135	—	135
		集中工事時間を除く時間	135	—	135	—
【走りやすい道路を維持する】						
		■快適走行路面率 [単位: %] 快適に走行できる舗装路面の車線延長比率	96	96	96	96

指標分類	R5年度 実績値	R6年度 目標値	R6年度 実績値	R7年度 目標値	コメント(実績・目標)	
III. 地域との連携						
【観光振興に貢献する】						
■企画割引の販売件数 [単位:千件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の販売件数	0	3	0	0	平成26年7月より広島県、愛媛県等と協力して「しまなみサイクリングフリー」実施しており、令和6年度も継続して実施しました。また、新規の企画割引の造成に向け、関係機関等に訪問活動を実施したが、新規造成には至らなかった。	
■観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数 [単位:千件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引のうち、観光施設の利用料金等とセット販売した企画割引の販売件数※10	0	0	0	0	令和6年2月16日付けの記者発表(観光需要平準化にむけた高速道路料金の取り組みについて)の内容を踏まえつつ、本四高速を取り巻く周辺状況を踏まえ、実施に向けて検討を行う。	
■企画割引の実施件数 [単位:件] 地域振興や観光振興を目的とした企画割引等の実施件数	1	—	1	—		
【地域に施設を開放する】						
■SA・PAの地元利用日数 [単位:日] 地元が販売・イベント等によりSA・PAを利用した日数	2,178	1,000	1,436	2,400	令和6年度は令和5年度の取組を継続し、SA・PAを拠点として地域の魅力を発信する「せとうち魅力発見」キャンペーンを開催した。 キャンペーンでは、地域の食や特産品をテーマにした販売、PRイベントやSA・PAを拠点に地域のスイーツ店を巡るイベントの実施により、地元によるSA・PAの利用促進に取り組んだ。 令和7年度は、イベントの期間、対象店舗・施設を拡大することで集客力の向上に取り組む。	
【道路空間を地域に開放する】						
■占用件数 [単位:件] 道路占用件数	638	653	633	644	占用申請に対し、機構との間で締結している事務委託契約等に基づき適切に対応し、令和6年度は令和5年度と比較して占用件数は減少したものの、占用料収入は増加した。令和7年度も占用ニーズに応じて道路空間の有効かつ適正な活用に取り組んでいく、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。	
■道路占用による収入 [単位:百万円] 道路占用による収入	82	—	85	—		
【資産を有効活用する】						
■入札占用件数 [単位:件] 入札占用制度による占用件数	0	0	0	0	令和6年度は対象となる占用要望がなく入札占用の実績は無かった。引き続き、事務委託契約等に基づき適切に対応していく。	
IV. コスト縮減						
【新技術の活用などによるコスト縮減を続ける】						
■インセンティブ助成※11認定件数 [単位:件] 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の認定件数	0	2	2	1	令和6年度は「瀬戸大橋電源供給方法の変更による受配電設備更新費の縮減」等、2件が認定された。また、認定済み案件2件46百万円の助成金を申請し、交付を受けた。 引き続き、新技術・新工法の開発、現場での創意工夫等による積極的なコスト縮減を目指していく。	
■インセンティブ助成交付件数 [単位:件] 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の交付件数	1	—	2	—		
■インセンティブ助成交付額 [単位:百万円] 新設改築・更新・修繕等でのインセンティブ助成の交付額	4	—	46	—		
V. 総合的な取組の推進						
【サービスの向上に努める】						
■総合顧客満足度 [単位:ポイント] CS調査等で把握するお客様の満足度[5段階評価]	4.3	4.3	4.3	4.3	快適な路線を保つための継続的な舗装修繕、各種交通安全対策、HPを活用した周辺地域の情報発信、お客様へのサービス向上を目標としたETC設備の更新等の実施により、目標を達成した。 引き続き、瀬戸内の魅力を発見・発信する拠点としてSA・PAを活用する等により、総合顧客満足度の更なる向上を目指す。	
【利用者を増やす】						
■年間利用台数 [単位:百万台] 支払料金所における年間の通行台数	45	45	46	46	令和6年度は過去最高となった令和5年度年間利用台数を更新し、2年連続で過去最高となった。 引き続き、関係自治体と連携し、地域活性化と利用促進に努める。	
【ETC2.0の普及を促進する】						
■ETC2.0利用率 [単位: %] 全通行台数(総入口交通量)に占めるETC2.0利用台数の割合	28.7	31.6	31.5	33.6	ETC車載器助成キャンペーン等の普及促進の実施により、小型車のETC2.0利用率も増加したものの、目標値には達しなかった。 引き続き、普及促進に向けた広報活動等を実施する。	

※1: 数値は1/1～12/31間の年間値

※2: 平成26年7月より施行されたトンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示(平成26年国土交通省告示第426号)に基づき健全性が診断された橋梁、トンネル、道路附属物等

※3: 令和元年7月以降の省令点検3巡目については、管理施設数に対する令和元年度から当該年度までの点検数の比率を示している(管理施設数は平成31年4月1日時点の数値を基準とする)

※4: 令和6年度以降の省令点検3巡目については、管理施設数に対する令和6年度から当該年度までの点検数の比率

※5: 管理施設数に対する令和6年度から令和10年度までの点検数の比率

※6: 兵庫県南部地震と同程度の地震においても軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能な耐震対策が完了した橋梁の割合

※7: 暫定的な整備手法とは、今後の耐震補強対策を効率的かつ確実に進めるため策定した【高速道路の耐震補強 実施計画(2024.1.13)】に基づき、上下線の橋脚が分離している橋梁では、どちらか一方の橋脚補強を優先するなどの整備手法を指す

※8: 上下線別の通行止め時間に距離を乗じた年間のペ時間・距離を営業延長で除算したもの

※9: 集中工事を除いた路上工事時間とは、お客様が迂回や時間・日程調整など回避行動をとることができるよう区間・期間を事前に広報した上で行う工事を除いた路上工事時間である

※10: 地域振興や観光振興を目的とした観光施設等と連携した優待特典付きの企画割引は除いた件数

※11: インセンティブ助成とは、高速道路の新設、改築又は修繕に要する費用の縮減を助成するための仕組みをいう

4-3 その他のデータ

(1) 道路資産データ等

① 道路構造物延長

路線名	延長(km)	供用延長			
		土工	橋梁・高架橋	海峡部長大橋	トンネル
一般国道28号 (神戸淡路鳴門自動車道)	89.0	57.3 (64.4%)	18.8 (211%)	5.5 (6.2%)	7.4 (8.3%)
一般国道30号 (瀬戸中央自動車道)	37.3	15.0 (40.2%)	13.8 (37.0%)	7.0 (18.8%)	1.5 (4.0%)
一般国道317号 (西瀬戸自動車道)	46.6	25.2 (54.1%)	8.8 (18.9%)	9.7 (20.8%)	2.9 (6.2%)
本四高速道路 計	172.9	97.5 (56.4%)	41.4 (24.0%)	22.2 (12.8%)	11.8 (6.8%)

② 交通量、経年数

	交通量(千台/日)	経年数	参考
本四高速道路 計	125	26年～46年	令和5年度 123千台/日

※交通量・・・全路線の令和6年度の日平均出口交通量

※経年数・・・供用開始からの年数

③ ETC利用率

路線名	ETC利用率(%)
本四高速道路 計	96.5% (ETC利用台数/ETC利用可能料金所における総通行台数) × 100

※令和7年3月時点

ETC2.0利用率 【単位：%】 全通行台数(総入口交通量)に占める ETC2.0利用台数の割合※1	令和5年度 実績値	28.7 %
	令和6年度 目標値	31.6 %
	令和6年度 実績値	31.5 %
	令和7年度 目標値	33.6 %
	中期目標値(令和7年度)※2	33.6 %

【算出方法】

ETC2.0の利用台数を全通行台数で除算して算出する。

【算出式】

ETC2.0利用台数(台)/総入口交通量(台) × 100

【令和7年度目標及び中期目標の設定について】

過去の伸び率の実績を考慮し、令和7年度の目標値は33.6%とする。

※1 令和5年度実績は令和6年3月時点、令和6年度実績は令和7年3月時点の値

※2 中期的なサービス水準を示すため、会社の現行中期経営計画期間内の取り組み計画を基に過去5年間の平均により算出した参考値であり、新たに会社の中期経営計画を策定する際などに見直す場合がある。

令和5年度に引き続き、令和6年度もETC車載器助成キャンペーンを実施しました。引き続き、ETC車載器の助成や各種広報活動等を実施し、更なる利用率の向上を図ります。